

第2次

『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』



平成22年(2010)3月

島根県出雲市

はじめに

少子高齢化の進展や社会経済状況の急速な変化の中、真に心豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が最も重要な課題となっています。

出雲市は、平成 17 年 (2005) 12 月 16 日に「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、同時に、県内で初めて「男女共同参画都市宣言」を行い、平成 18 年 3 月に策定した「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」により、家庭・地域・職場・教育現場での推進体制を柱に取り組みを行ってきました。

こうした中、子育てや雇用形態など社会環境は刻々と変化し、これに対応していくため、これまでの取り組みを検証し、新たに取り組むべき課題や数値目標を盛り込んだ第 2 次『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』を策定しました。

この計画を活きた計画にしていくためには、市民のみなさまをはじめ、関係機関・団体のみなさまに男女共同参画のまちづくりについてご理解いただき、それぞれが各分野で主体的にアクションを起こしていただき、かつ連携しながら取り組んでいくことが重要です。そして、これまでの市民のみなさまとともに進めてきた取り組みをベースに、出雲らしい男女共同参画のまちづくりを進めていきたいと思えます。

最後に、策定にあたり、熱心にご審議いただきました出雲市男女共同参画推進委員会のみなさま、貴重なご意見をお寄せいただきました市民のみなさまに心より感謝申し上げますとともに、今後の取り組みへのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 22 年 (2010) 3 月

出雲市長 長岡 秀人

出雲市男女共同参画都市宣言

わたしたち出雲市民は、
悠久の歴史をこえて、21世紀に躍る^{おど}
日本のふるさと出雲の創造に向かって

男女がそれぞれ認め合い
男女がそれぞれ支え合い
男女がそれぞれ個性輝き

市民一人ひとりが歴史と文化を誇り、
自分らしく生きる喜びに満ちた出雲をめざして

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成17年（2005）12月16日

出 雲 市

上記宣言文は、男女が互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、豊かに自分らしく暮らせるまちにしたいという想いを込め、市民のみなさんによりつくられたものです。

『男女共同参画都市宣言』から3年目の平成20年には『全国男女共同参画宣言都市サミットinいずも』が市民の企画運営のもと開催されました。

行動計画表紙デザインは、サミット開催にあたり、出雲北陵高等学校美術コース3年生（当時）のみなさんが共同制作で作成したデザインです。

目 次

第2次『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』

第1章 計画策定にあたって

- 1 策定の趣旨 P. 1
- 2 策定の背景 P. 1
 - (1) 男女共同参画に関する動き
 - (2) 市における男女共同参画の状況

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の位置づけ P. 3
- 2 計画の期間 P. 3
- 3 基本理念 P. 3
- 4 計画の重点事項 P. 3
- 5 施策の体系 P. 4

第3章 計画の内容

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり P. 6
 - 基本課題1 人権尊重意識の啓発 P. 7
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進 P. 9
 - 基本課題1 政策方針決定過程への男女共同参画の推進 P. 10
 - 基本課題2 家庭における男女共同参画の推進 P. 12
 - 基本課題3 地域における男女共同参画の推進 P. 14
 - 基本課題4 職場(働く場)における男女共同参画の推進 P. 15
 - 基本課題5 教育現場における男女共同参画の推進 P. 16
 - 基本課題6 国際交流その他の分野における男女共同参画の推進 P. 17
- 基本目標Ⅲ 男女間の暴力根絶と生涯を通じた心身の健康づくり P. 18
 - 基本課題1 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶 P. 19
 - 基本課題2 性と生殖に関する互いの意思の尊重 P. 20
- 基本目標Ⅳ 推進体制の整備 P. 21
 - 基本課題1 行政における推進体制の整備 P. 22
 - 基本課題2 市民との連携体制の整備 P. 23
 - 基本課題3 国、県、関係機関等との連携 P. 23

第4章 計画の数値目標 P. 24

参考資料

- 1 第2次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画策定経過 P. 25
- 2 「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」集計結果 P. 26
- 3 出雲市男女共同参画のまちづくり条例 P. 41
- 4 出雲市男女共同参画推進本部設置規程 P. 47
- 5 出雲市の主な動き P. 49

第2次 出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

本市は、平成17年12月に新市における男女共同参画の取り組みの指針となる「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、また平成18年3月には『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画（H18～21）』を策定し、家庭・地域・職場・教育現場等のあらゆる場面・分野での推進を図ってきました。

その結果、行動計画のこれまでの取り組みが実を結び、成果として現れつつありますが、社会情勢の変化、市における男女共同参画関連の個別計画の策定と施策の進展など、男女共同参画社会の実現をとりまく環境は大きく変化しています。

こうした状況をふまえ、「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」第10条に基づいて、出雲市における男女共同参画のまちづくり実現のための施策を総合的かつ計画的に実施するために、第2次『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』を策定します。

2 策定の背景

(1) 男女共同参画に関する動き

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布・施行されてから10年をむかえました。この間、男女共同参画に関するさまざまな取り組みが行われ、また社会情勢も大きく変化してきました。

国においては、平成17年に第2次男女共同参画基本計画を策定し、平成32年までを見通した施策の基本的方向を示し、女性のチャレンジ支援、仕事と家庭・地域社会の両立支援と働き方の見直し、環境や防災などまちづくりにおける男女共同参画など10の重点事項を掲げ取り組んでいます。

特に、少子高齢社会の加速化とともに、少子化対策が活発化しており、男女共同参画の取り組みにおいても重点的な項目のひとつとなっています。平成15年の少子化対策基本法及び次世代育成支援対策推進法の制定により、少子化に対処するための施策が推進されてきています。また、それまでは女性を中心とした「仕事と家庭の両立」の取り組みが、男女あらゆる年代層を対象とし、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の取り組みへと深化してきています。さらに、「配偶者暴力防止法」「男女雇用機会均等法」等の改正など、男女共同参画関連の法整備が着実に進み、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりが進められてきました。

(2) 市における男女共同参画の状況

本市では、平成18年3月に策定した「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」を基に、家庭・地域・職場・教育現場等のあらゆる場面・分野での男女共同参画のまちづくりを進めてきました。

平成17年には、市民に男女共同参画のまちづくりをアピールするために「男女共同参画都市宣言」を行い、平成20年11月には「全国男女共同参画宣言都市サミット in いずも」を市民主体の実行委員会の企画運営で開催し、市民レベルでの男女共同参画の動きが活発化してきています。

また、平成21年3月には、社会問題となってきたDV（配偶者からの暴力）に対応していくため、「出雲市DV対策基本計画」を策定し、「研修・普及啓発活動の充実」と「相談窓口の充実」に視

点をあてた取り組みを行っています。

こうした中、平成 21 年 7 月に実施した「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」によると、前回調査（平成 17 年 6 月）と比べ、性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭）に否定的な人の割合が増加している、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度が全国平均に比べて高いなどの結果がでてきており、これまでの取り組みが成果をあげていると考えられます。

一方、少子高齢化の進展、経済の低迷化など社会情勢も日々変動しており、子育て支援の拡充、企業への啓発、女性への再チャレンジ施策の推進など、これまで以上に取り組んでいかねばならないポイントも浮き彫りになってきています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、「21世紀出雲のグランドデザイン」及び同基本計画をはじめ、その他関連する計画の目的・意義との整合性を図りつつ、男女共同参画社会の実現に向けた事業を展開するための計画です。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度(2010)から平成26年度(2014)までの5年間とします。ただし、社会の動向や情勢の変化に的確に対応していくため、状況に応じて施策の見直しを行います。

3 基本理念

男女共同参画のまちづくりは、「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」第3条に明記されている次の7つの基本理念を踏まえて推進します。

- ① 人権の尊重
- ② 多様な生き方を認め合う
- ③ 政策決定等に対等・平等に参画
- ④ 家庭、地域、職場等のあらゆる活動に対等・平等に参画
- ⑤ 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥ 男女間の暴力の根絶
- ⑦ 国際社会の取り組みと国際協調

4 計画の重点事項

市における男女共同参画の状況、これまでの取り組みをふまえ、次の6つを重点事項に掲げ取り組んでいきます。なかでも、昨今の社会情勢や市民意識調査等からみえてきたニーズを反映し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、男女間の暴力の防止と被害者への支援については、特に重点的に取り組んでいきます。また、計画の中で特に課題として注視すべき項目については、進ちよくの指標となる数値目標を設定します。

- ★男女共同参画意識の普及・定着
- ★ワーク・ライフ・バランスの推進
- ★地域推進組織の結成促進
- ★男女間の暴力の防止と被害者への支援
- ★総合的な推進体制整備
- ★市民と行政の協働の取り組みの推進

5 施策の体系

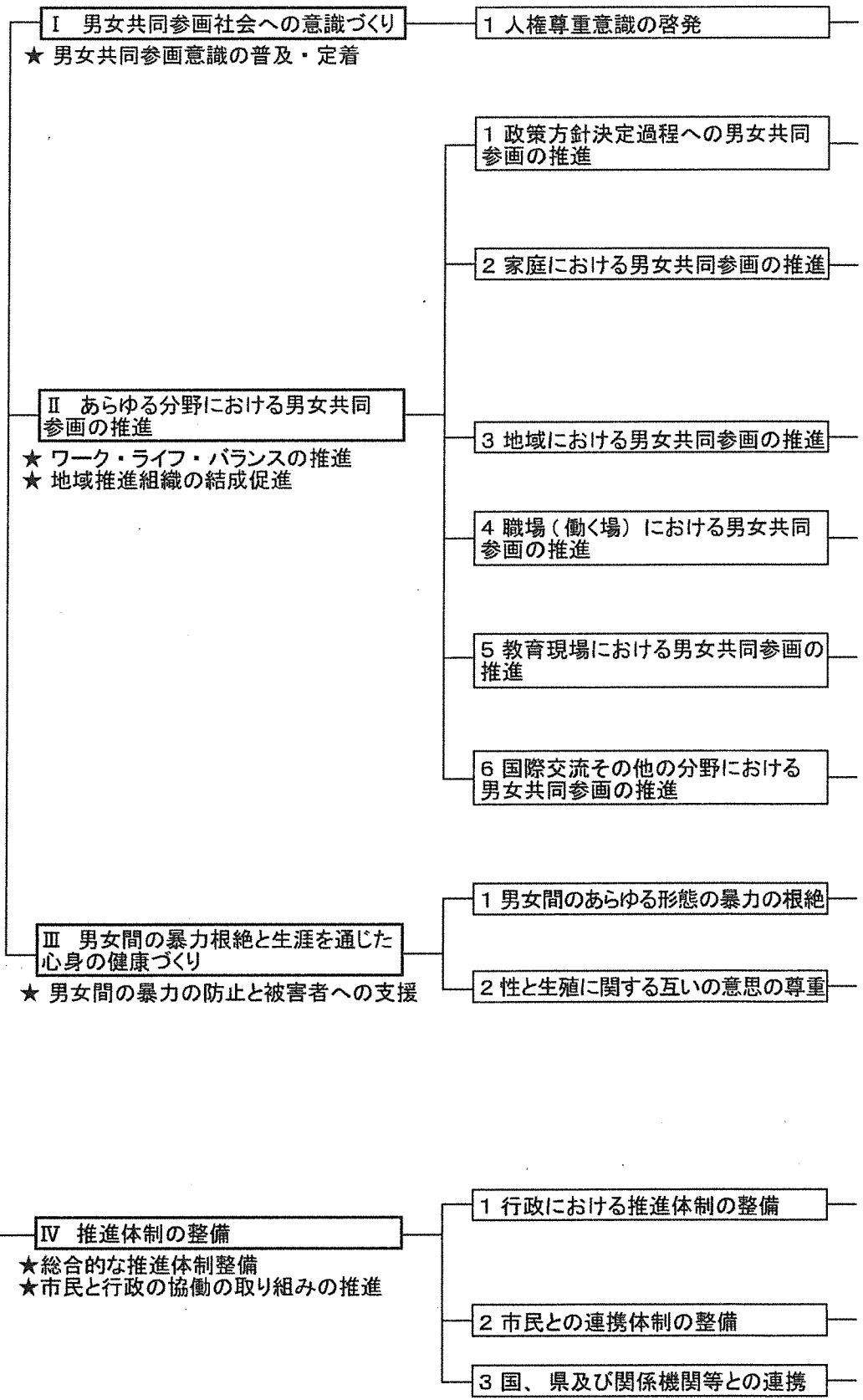
将来像

基本目標

基本課題

★重点的な取組事項

男女共同参画のまちづくりの実現
 真に心豊かで活力ある出雲市の創造



施策の方向

具体的取組

— I-1	(1) 人権尊重意識の啓発 (2) メディアにおける人権の尊重	1 男女共同参画に関する講演会や講座の開催 2 多様な広報媒体による広報・啓発の充実 3 市民相談体制の充実 4 男女共同参画についての先進的な取り組みの紹介等 5 刊行物やホームページの内容の見直し 6 男女共同参画の視点からの表現の啓発
— II-1	(1) 政策方針決定過程への男女共同参画の推進	7 審議会等の政策方針決定過程への男女共同参画の推進 8 男女共同参画に関する人材情報の登録・活用
— II-2	(1) 家庭における点検・見直し (2) 子育て、介護等の支援策の充実	9 家庭における男女共同参画意識の普及 10 夫婦を対象にした学習機会の提供 11 子育て支援や高齢者・障がい者福祉・介護サービスの情報提供 12 子育て、介護、障がい者(児)に関する相談業務の充実 13 子育てネットワーク等の支援体制の充実 14 子育て支援事業の充実 15 要介護者(高齢者、障がい者(児))をもつ家庭への支援の充実 16 母子家庭、父子家庭への支援の充実
— II-3	(1) 地域における点検・見直し (2) 人材の育成と参画の促進	17 地域における男女共同参画意識の普及 18 地域推進組織の結成促進 19 地域における政策方針決定過程への男女共同参画の推進 20 消防団、自主防災組織への女性参加の促進 21 市民団体・グループへの活動支援
— II-4	(1) 職場(働く場)における点検・見直し (2) 事業所等に対しポジティブ・アクション(積極的改善措置)への取り組みの支援 (3) 農林水産商工業、自営業者等における取り組みの支援	22 労働に関する法令等の広報・情報提供 23 経営者等へのポジティブ・アクション(積極的改善措置)の普及啓発 24 農業等における女性の経済的地位の向上の取り組み 25 女性の起業支援、女性グループ活動の支援
— II-5	(1) 教育現場における点検・見直し (2) 学校(園)教育における取り組みの支援	26 教職員等に対する研修の実施 27 園児・児童・生徒に対する人権教育の推進 28 副読本、人権パンフレットを活用した指導
— II-6	(1) 国際交流の推進 (2) その他の分野における男女共同参画の推進	29 国際理解の促進と情報提供 30 海外交流事業の推進 31 在留外国人への生活支援 32 その他の分野における男女共同参画の推進
— III-1	(1) 男女間の暴力をなくす環境づくり (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援 (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	33 DV防止に関する広報・講座等の開催 34 市民や職場、学校教職員研修(DV、セクシュアル・ハラスメント等)の実施 35 DV等相談体制の充実 36 DV被害者支援体制の充実と自立への支援 37 セクシュアル・ハラスメント防止意識の普及
— III-2	(1) 性と生殖に関する互いの意思の尊重	38 発達段階に応じた性の健康教育の実施 39 健康教育の推進と、健診・相談体制の充実 40 妊娠、出産等における母性保護の促進
— IV-1	(1) 市における体制整備 (2) 拠点施設の充実 (3) 男女共同参画の環境整備の推進	41 男女共同参画推進体制の整備 42 行動計画実施状況の把握・見直し 43 男女共同参画に関する苦情相談窓口の設置 44 入札参加資格者等の男女共同参画への取組状況を把握 45 女性の管理職等への登用促進 46 市職員研修の実施 47 市男女共同参画センター、平田ふれんどリーハウス機能の充実 48 コミュニティセンター機能の充実 49 ジョブ・ステーション出雲による就職支援 50 災害時等の男女の人権に配慮した対応 51 ユニバーサルデザインによるまちづくり
— IV-2	(1) 市民との連携体制の整備	52 職場、教育現場における推進体制の整備 53 男女共同参画のネットワークづくり
— IV-3	(1) 国、県及び関係機関との連携	54 国、県及び関係機関との連携による推進

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり

【重点的な取組事項】 ★男女共同参画意識の普及・定着

女性も男性もすべての人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、市民一人ひとりに、男女が認め合い支え合う男女共同参画の意識を醸成していくことが必要です。

第1次行動計画（H18～21）では、男女共同参画推進の拠点施設である市男女共同参画センターが中心となり、各種啓発講座等の実施、さまざまな広報媒体を活用しての啓発を行ってきました。その結果、平成21年7月に実施した「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」において、性別による役割分担意識に否定的な人の割合が65.5%と前回調査（平成17年6月61.4%）よりも上向き、少しずつ男女共同参画意識が定着してきているものの、目標値である75%にはいたっていません。

男女共同参画意識を醸成していくためにも、各年代・性別のニーズに応じた男女共同参画講座を企画し、男女共同参画社会の実現について考えるきっかけづくりを提供するとともに、家庭・地域・職場・教育現場などへ向けた研修・出前講座等を積極的に行っていきます。

また、多様なメディアが発信する情報により、男女共同参画について間違った捉え方がされている場合もあります。女性の人権やジェンダー※に敏感な視点で情報を公正に判断する力が養えるよう啓発していきます。

※ジェンダー

人間には、生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性差」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性差」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

※「社会的性差（ジェンダー）の視点とは」

「社会的性差」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

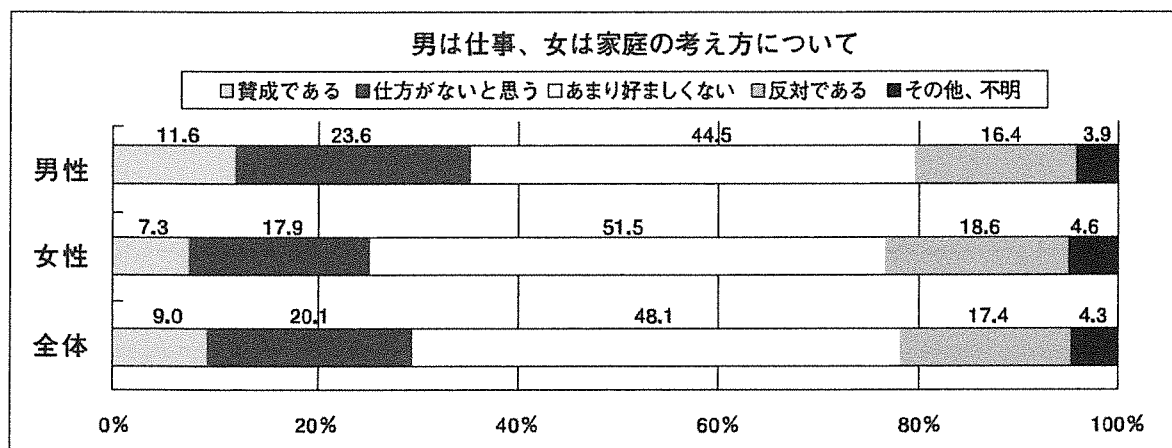
このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化をめざすこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なります。たとえば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は、きわめて非常識です。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではありません。

（内閣府「男女共同参画基本計画（第2次）」から）

【参考資料；男女の役割に関する意識】

『男は仕事、女は家庭 という性別によって役割を固定する考え方について、あなたはどのように思いますか？』
 ……全体の65.5%が『男は仕事、女は家庭』という考え方に反対。全国調査52.1%（H19、内閣府）
 と比べて高い数値が出ており、意識の高さがうかがえます。



参考資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成21年7月、市内の20歳以上の男女2,000人（無作為抽出）を対象に実施）結果から。以下グラフ内容は同調査から抽出。

基本課題 1 人権尊重意識の啓発

(1) 人権尊重意識の啓発

	具体的な取組	施策の内容	所管課
1	男女共同参画に関する講演会や講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重の視点から、本行動計画及び「<u>出雲市人権施策推進基本方針</u>」※に基づき、講演会・講座の開催、啓発事業の充実を図ります。 ○地域、職場等への出前講座を積極的に実施します。 ○ワークショップの開催等により女性のエンパワメント※を促進します。 ○男性にとっての男女共同参画を進めるための取り組みを行います。 	市民活動支援課 人権同和政策課

※出雲市人権施策推進基本方針

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策基本方針」の趣旨を踏まえ、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を定め、その施策を推進するための行動計画として、平成20年3月に策定。

※エンパワメント

「力をつけること」という意味を持つ言葉。女性や人種的マイノリティ（少数派、少数民族）等の社会的弱者が自ら力をつけていくことをいう。女性が自ら社会的な力をつけるエンパワメントにより、社会が女性の対して持つ認識や、女性の役割の決められ方を変えていこうとする考え方。

2	多様な広報媒体による広報・啓発の充実	○広報紙への定期的な掲載、啓発パンフレット・情報紙・ホームページなどへの掲載により、意識啓発を進めます。 ○男女共同参画に関する資料・書籍を収集し、市民への情報提供に努めます。	市民活動支援課 人権同和政策課 出雲中央図書館
3	市民相談体制の充実	○あらゆる人権問題についての相談体制の充実を図り、関係機関と連携し、相談者への適切な助言・支援を行います。(女性相談、人権相談、児童相談など)	市民活動支援課 人権同和政策課 子育て支援課
4	男女共同参画についての先進的な取り組みの紹介等	○男女共同参画啓発事業、広報・ホームページ・ケーブルテレビ等の広報媒体を活用し、家庭・地域・職場・教育現場での先進的な取り組みを紹介し、啓発を図ります。	市民活動支援課

※数値目標

項目	現状 (H21)	目標 (H26)
性別による役割分担意識に否定的な人の割合 (市民意識調査)	65.5%	75%

(2) メディアにおける人権の尊重

	具体的な取組	施策の内容	所管課
5	刊行物やホームページの内容の見直し	○市の広報・ホームページや啓発紙及び各種刊行物について、男女共同参画の視点に立った表現ができていくか点検し、必要に応じて見直しを行います。	広報情報課 市民活動支援課
6	男女共同参画の視点からの表現の啓発	○市の刊行物を作成する際の参考資料を提供し、男女共同参画の視点に立った表現を促します。	市民活動支援課 広報情報課



男女共同参画と一言でいいますが、互いの性特性にあった役割と社会の状況によって求められるものがあり、そのあたりを柔軟に理解しないと、男女共同参画の真意は達成されないのではないかと思います。互いを尊重しながら社会参画していく正しい意識を今の子どもたちもてるよう、学校や家庭、地域で伝えていくことが次世代にとって大切だと思います。(30代 女性)

平成21年7月実施「市民意識調査」から

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

【重点的な取組事項】 ★ワーク・ライフ・バランスの推進

★地域推進組織の結成促進

政策や方針決定過程への男女共同参画の推進については、審議会等の委員を選出する際、男女いずれか一方の性が40%未満にならないように努めてきましたが、平成21年度において女性の参画率が26.6%と目標にはほど遠い状況です。引き続き、女性の参画率を高めるために、出雲市男女共同参画人材リスト登録事業などにより人材の把握に努め、いっそうの働きかけを行います。

生活の基本となる家庭における取り組みでは、家庭での役割分担についての啓発や子育て支援、介護支援などを行ってきましたが、啓発講座への男性参加者が増えないことが課題となっており、家庭における男女共同参画意識の普及についてさらに取り組んでいきます。

地域における取り組みとしては、市内各コミュニティセンターに対し、地区単位の主体的な推進組織づくりを働きかけてきました。その結果、全36地区中31地区で推進組織がつくられ、男女共同参画にかかる取り組みがなされたところです。引き続き推進組織結成の働きかけを行うとともに、各推進組織での活動のレベルアップを図り、地域における男女共同参画を推進します。

近年の厳しい経済情勢の中、規模の小さい事業所では、給与や昇給といった待遇面での男女間格差の是正や育児・介護休暇制度等を整えることが困難な状況です。しかし、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、職場における優秀な人材確保の点からも重要であるといわれており、市として、国・県及び関係機関と連携を強化しながら、企業自らのポジティブ・アクション※の推進、一般事業主行動計画※の策定を働きかけます。

教育現場においては、固定的な役割分担意識をなくすため、子どものころから男女共同参画を基本とする教育を引き続き行っていくとともに、将来の社会生活や家庭生活における、それぞれの個人の尊重と責任の重要性を認識する教育を行います。

その他、国際化社会が進展している中で市内においても在留外国人が増えています。引き続き、国際交流事業を推進するとともに、市内での生活のサポートを行っていきます。また、環境や文化、観光、スポーツ、まちづくりなど、市民の暮らしの改善につながるあらゆる分野においても、引き続き男女共同参画を推進し、活動の活性化を図ります。

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するために、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対して、その機会を積極的に提供すること。積極的改善措置。

※一般事業主行動計画

従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画。平成15年7月に成立・公布された「次世代育成支援対策推進法」の中で、301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）の労働者を雇用する事業主が策定することを義務付けている。

基本課題1 政策方針決定過程への男女共同参画の推進

	具体的な取組	施策の内容	所管課
7	審議会等の政策方針決定過程への男女共同参画の推進	○市の審議会等への参画について目標数値を設け、「出雲市審議会等委員への女性の参画推進要綱」に基づき男女共同参画を推進します。 ○女性委員ゼロの審議会等については、女性委員の参画を積極的に推進します。	市民活動支援課 各課
8	男女共同参画に関する人材情報の登録・活用	○「男女共同参画人材リスト」により、庁内各課が所管する審議会等委員の選考に際して人材情報を提供し、女性の登用の促進を図ります。	市民活動支援課

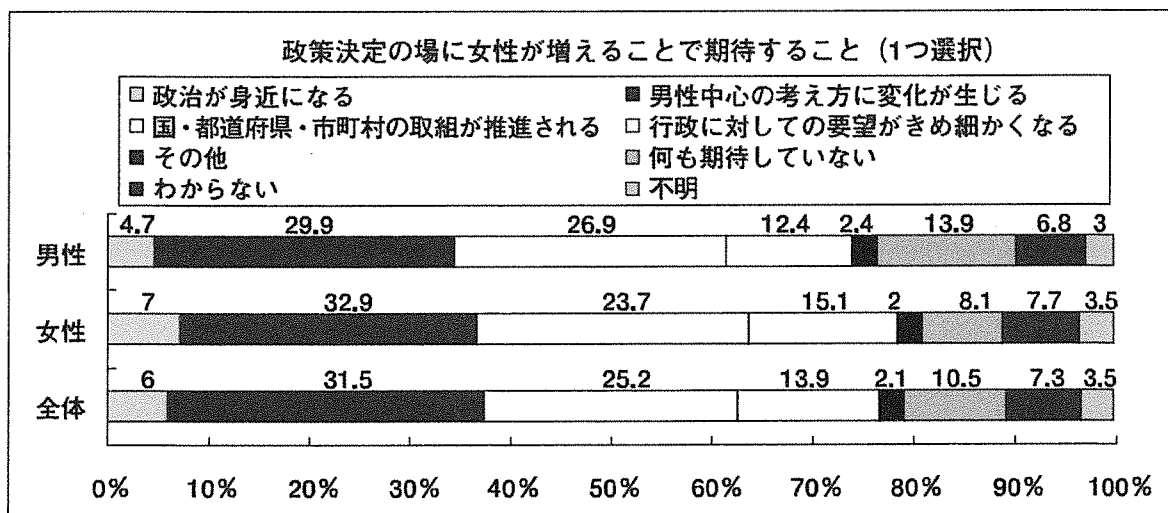
※数値目標

項目	現状 (H21)	目標 (H26)
市の審議会等への女性の参画率	26.6%	40%
女性の参画がゼロの審議会等の数	9	0

【参考資料；政策決定の場に女性が増えることで期待すること】

『あなたは、政策決定の場（国・都道府県・市町村の議会や審議会等）に女性が増えることで何を期待しますか？』

・・・男女ともに3割以上が「男性中心の考え方に変化が生じる」と回答。また、前回調査（平成17年6月実施）と比べて、「国・都道府県・市町村の取り組みが推進される」と答えた人の割合が伸びています。



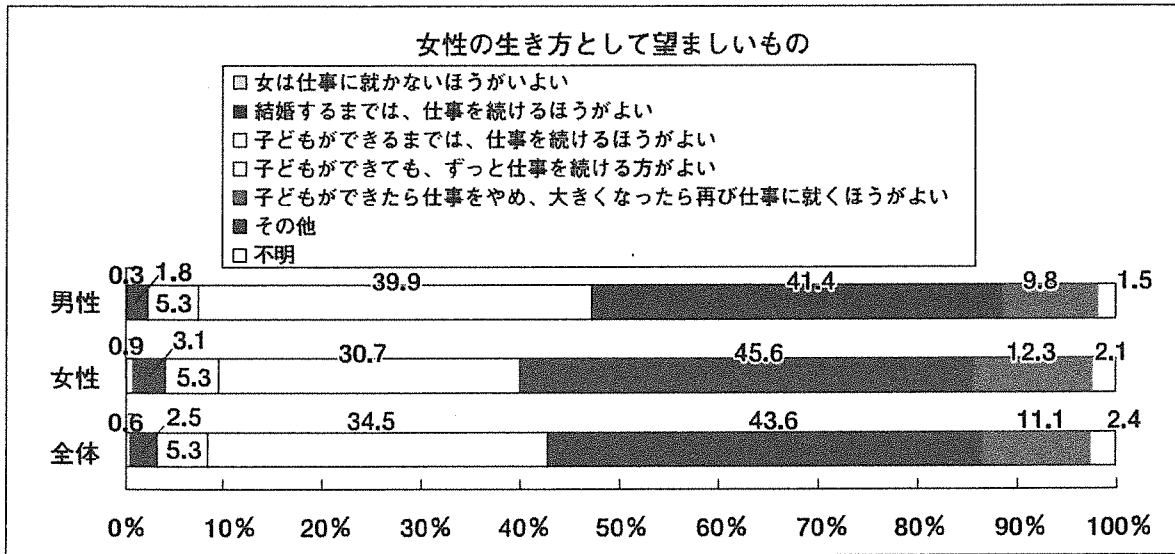
私自身が子育てと仕事を両立させようと頑張っていたころと比べると、かなり社会の意識も制度もよくなってきていると思う。もっともっと現場のトップや政策決定権をもつ女性が増えて、社会全体が性に関係なくお互いに助け合える仕組みになってほしい。
(60代 女性)

平成21年7月実施「市民意識調査」から

【参考資料；女性と仕事についての考え方】

『女性と仕事についてどうお考えですか？』

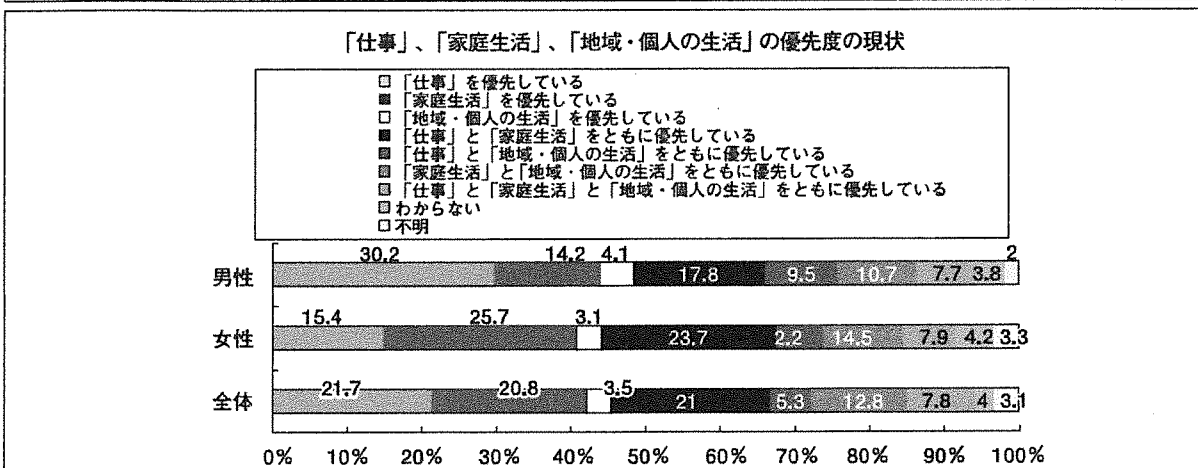
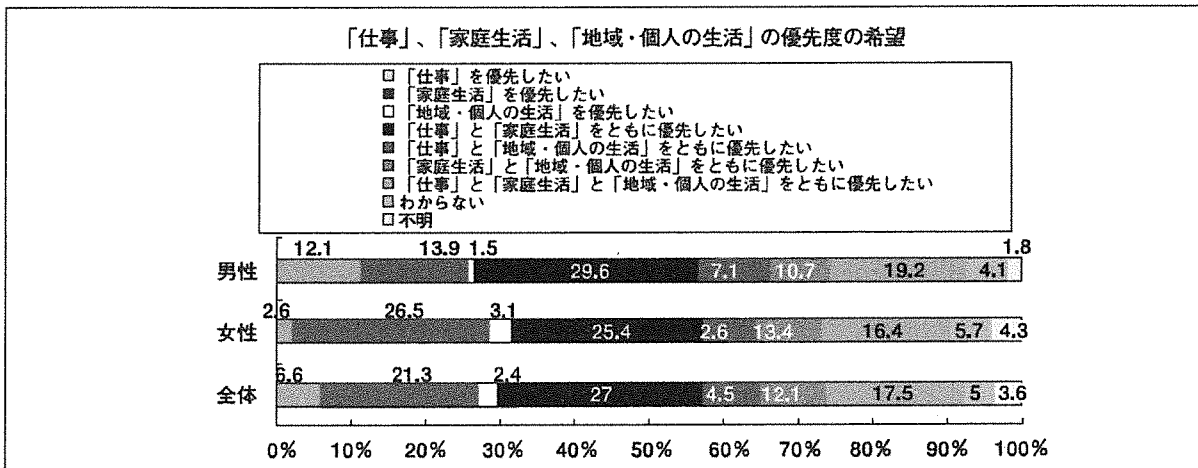
…「子どもができてずっと仕事を続ける方がよい」という意見が前回調査より増えています。但し、女性は 20 代を除き、「子どもができたなら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再就職したい」という意見が多く、全国調査との開きがあります。



【参考資料；仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度】

『生活の中での、仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度と現状は？』

…仕事、家庭生活、地域・個人の生活をともに優先したいと希望しているにもかかわらず、実態としては仕事を優先する結果になっている人が多い状況です。



基本課題2 家庭における男女共同参画の推進

(1) 家庭における点検・見直し

	具体的な取組	施策の内容	所管課
9	家庭における男女共同参画意識の普及	○家庭生活における男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識啓発・情報提供を行い、男女がお互いに支え合う家庭づくりを促します。	市民活動支援課
10	夫婦を対象とした学習機会の提供	○学習会、講座を開催し、家庭教育や父親の家庭参加の重要性についての認識を促します。	市民活動支援課
11	子育て支援や高齢者・障がい者福祉・介護サービスの情報提供	○子育て支援や高齢者・障がい者福祉・介護サービス等の制度や施設情報についてわかりやすく周知し、家庭生活における子育てや介護等の負担の軽減を図ります。	子育て支援課 福祉推進課 高齢者福祉課 健康増進課

(2) 子育て、介護等の支援策の充実

	具体的な取組	施策の内容	所管課
12	子育て、介護、障がい者（児）に関する相談業務の充実	○子育てや高齢者福祉・介護、障がい者（児）に関する相談体制を充実し、悩み・不安等の解消を図ります。	子育て支援課 福祉推進課 高齢者福祉課 健康増進課 学校教育課 教育政策課
13	子育てネットワーク等の支援体制の充実	○地域全体で子育て家庭を支援できるよう各地区への啓発を推進するとともに、子育て中の保護者、ボランティア、幼稚園等関係機関とのネットワーク体制の充実を図ります。	子育て支援課
14	子育て支援事業の充実	○いずも次世代育成支援行動計画「いきいきこどもプラン」※に基づき、地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実し、子育て家庭を総合的に支援します。	子育て支援課 教育政策課 学校教育課
15	要介護者（高齢者、障がい者（児））をもつ家庭への支援の充実	○「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」※・「障がい福祉計画」※に基づき、介護を必要とする高齢者、障がい者（児）等への支援サービスを充実し、要介護者及び介護者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。	高齢者福祉課 福祉推進課
16	母子家庭、父子家庭への支援の充実	○ひとり親家庭の経済的負担と児童の健全な育成、生活の安定を図ります。	子育て支援課 福祉推進課

※数値目標

項目	現状 (H21)	目標 (H26)
家庭生活において男女が平等であると感じている人の割合(市民意識調査)	29.5%	35%
保育所(園)受入れ児童数	4,409人	4,780人
延長保育事業	41箇所	43箇所
一時保育事業	43箇所	43箇所
休日保育事業	7箇所	9箇所
特定保育事業※	6箇所	7箇所
病(後)児保育事業※	4箇所	5箇所
放課後児童クラブ受入れ児童数	1,030人	1,430人
地域子育て支援センター事業	9箇所	9箇所
子育てサポーターの委嘱数	52人	58人



※いずも次世代育成支援行動計画「いきいきこどもプラン」

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行政をはじめ企業・職場や地域社会を含めた社会全体で、子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的に推進するために策定。計画期間：前期行動計画（H17～21年度）、後期行動計画（H22～26年度）

※高齢者福祉計画・介護保険事業計画（H20年度策定。計画期間 H21～23年度）

出雲市の高齢者保健・福祉・介護施策の道しるべとなるべき総合計画として位置づけ、日常生活圏域を単位とした高齢者施策を推進するために策定。介護保険事業計画としては第4期の事業計画となり、本計画策定にあたっては、平成27年度の介護サービス基盤を見据えて策定している。

※障がい福祉計画（H20年度策定。計画期間 H21～23年度）

障がい者福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、障がい者福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込み量の確保のための方策等について定めている。

※特定保育事業

パート就労等により1ヵ月あたり64時間以上の保育を必要とする場合、事業実施保育所に1ヵ月単位で入所することができる。

※病(後)児保育事業

小学校3年生までの児童が病気の「進行期」または「回復期」にあり、集団での保育が困難な時期に、その児童を病後児・安静保育室において保育する。

基本課題3 地域における男女共同参画の推進

(1) 地域における点検・見直し

	具体的な取組	施策の内容	所管課
17	地域における男女共同参画意識の普及	○地域への出前講座等の実施により、地域における男女共同参画意識づくりを促します。	市民活動支援課

(2) 人材の育成と参画の促進

	具体的な取組	施策の内容	所管課
18	地域推進組織の結成促進	○市内全地区で男女共同参画の推進組織が結成されるよう働きかけるとともに、コミュニティセンターとの連携により、推進組織での活動のレベルアップを図ります。	市民活動支援課 自治振興課
19	地域における政策方針決定過程への男女共同参画の推進	○地域への出前講座等により意識啓発を積極的に行い、各種団体、地区自治会等の役員へ男女が共に参画できるような地域環境をつくります。	市民活動支援課 自治振興課
20	消防団、自主防災組織への女性参加の促進	○安心安全な地域づくりを進めるため、防災対策において男女双方の視点を配慮した取り組みが行えるよう女性の参加を促進します。	消防本部
21	市民団体・グループへの活動支援	○公益的な活動を行う市民活動団体への補助を行うことで、自主・自立を支援し、活動の活性化を図ります。 ○市民活動に対する補助金等の相談に対応するなど、自主的な活動をよりいっそう支援します。	市民活動支援課

※数値目標

項目	現状 (H21)	目標 (H26)
地域社会において男女が平等であると感じている人の割合(市民意識調査)	34.7%	40%
男女共同参画地域推進組織の結成数	31 地区*	全地区
女性消防団員の増員	10 人	26 人

* H20 年度数値



職場での男女平等は進んできているように思う。
問題は、地域社会や個人の意識改革であると思う。
少しずつ進んできているものの、地域での女性に対する偏見、女性自身の消極性の脱皮が進めば、さらにすばらしい男女共同参画社会が実現すると思う。(50代 男性)

平成21年7月実施「市民意識調査」から

基本課題4 職場（働く場）における男女共同参画の推進

(1) 職場（働く場）における点検・見直し

	具体的な取組	施策の内容	所管課
22	労働に関する法令等の広報・情報提供	○労働基準法※をはじめ、男女雇用機会均等法※、育児・介護休業法※等に関する広報や情報提供を行い、男女が共に安心して働ける職場づくりを促します。	産業振興課 市民活動支援課

(2) 事業所等に対しポジティブ・アクション（積極的改善措置）への取り組みの支援

	具体的な取組	施策の内容	所管課
23	経営者等へのポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及啓発	○職場での男女間の格差をなくす取り組み、男女が働きやすい職場づくりの整備等について、経営者等へ積極的な普及啓発を進めます。 ○先進的な取り組みを行っている企業の紹介等を行い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※の取り組みの促進を図ります。 ○関係機関が開催する研修会等の周知、研修制度の情報提供等を行います。 ○一般事業主行動計画の策定、こころカンパニー※認定申請を働きかけます。	産業振興課 市民活動支援課

ワーク・ライフ・バランスが充実した世の中になれば、おのずと男女共同参画社会が実現できるのでは…家庭・学校・地域が一体となった愛情ある子育てもできるように思う。(60代 女性)

男性も育児休暇がもっと一般的に取得できる社会になるといい…

(40代 男性)

平成21年7月実施「市民意識調査」から



※労働基準法

労働者の労働条件の最低基準を定めた法律で、労働者（パートタイム労働者等を含む）を使用するすべての事業場に適用。

※男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を目的に、(1) 募集及び採用に係る女性労働者に対する差別の禁止、(2) 配置、昇進及び教育訓練に係る女性労働者に対する差別の禁止等を定めた法律。

※育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のことをいう。この法律は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とし、総合的な内容のものであるとともに、すべての事業所に適用する。

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。(内閣府・男女共同参画会議「仕事と生活の調和に関する専門調査会」から)

※こころカンパニー

従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こころカンパニー」として島根県が認定し、広くPRするとともに県の融資制度や入札制度で優遇している。

(3) 農林水産商工業、自営業者等における取り組みの支援

	具体的な取組	施策の内容	所管課
24	農業等における女性の経済的地位の向上の取り組み	○家族農業経営において、個人としての役割等を明確にし、適正に評価する <u>家族経営協定</u> ※の締結を推進します。	農業振興課
25	女性の起業支援、女性グループ活動の支援	○農林水産業、商工業等の起業をめざす人に対して、セミナーの開催、相談、資金等支援を行います。	産業振興課 農業振興課 水産振興課

※数値目標

項目	現状 (H21)	目標 (H26)
職場において男女が平等であると感じている人の割合 (市民意識調査)	27.8%	35%
ワーク・ライフ・バランスの認知度	54.2%	60%
一般事業主 (従業員101人以上) 行動計画の策定率	—	100%
こころカンパニー市内企業数	16社	30社
農業等における家族経営協定の締結数	21協定*	30協定
漁村集落女性活動支援の箇所数	0箇所*	5箇所

* H20年度数値

基本課題5 教育現場における男女共同参画の推進

(1) 教育現場における点検・見直し

	具体的な取組	施策の内容	所管課
26	教職員等に対する研修の実施	○保育所、幼稚園、小中学校教職員を対象に人権尊重及び男女共同参画についての研修を実施します。	子育て支援課 教育政策課 学校教育課 市民活動支援課

※数値目標

項目	現状 (H21)	目標 (H26)
教職員を対象とした男女共同参画に関する研修実施の学校の割合 (保、幼、小、中)	96.6%*	100%

* H20年度数値

※家族経営協定

農家の家族の間で労働条件や報酬等を文書で取り決め、第三者の立会いで調印するもの。これにより、家族(主として夫と妻)の共同経営者としての地位や役割が明確になる。

(2) 学校（園）教育における取り組みの支援

	具体的な取組	施策の内容	所管課
27	園児・児童・生徒に対する人権教育の推進	○発達段階に応じた人権を尊重した教育を実践し、園児・児童・生徒の男女共同参画意識を醸成します。 ○自分も他者も大切にできる園児・児童・生徒を育成します。	子育て支援課 教育政策課 学校教育課
28	副読本、人権パンフレットを活用した指導	○人権意識高揚のための副読本、パンフレット等を活用し、人権尊重及び男女共同参画意識づくりの教育を推進します。	学校教育課

基本課題6 国際交流その他の分野における男女共同参画の推進

(1) 国際交流の推進

	具体的な取組	施策の内容	所管課
29	国際理解の促進と情報提供	○外国青年を招致しての異文化交流事業、講座の開催、外国語指導助手を招致した教育・交流により国際理解を深め、世界の男女共同参画に関する情報等の収集と提供を行います。 ○帰国・外国籍児童・生徒に対する日本語指導・学習支援を充実します。	政策企画課国際交流室 学校教育課
30	海外交流事業の推進	○国外姉妹都市等との交流事業、各種国際交流活動団体への支援等を通じて、異文化交流を促進するとともに、日本語ボランティア等の市民活動も支援します。	政策企画課国際交流室
31	在留外国人への生活支援	○在留外国人が安心して生活できるよう、国、県の機関と連携した相談体制の充実に努めます。	政策企画課国際交流室

(2) その他の分野における男女共同参画の推進

	具体的な取組	施策の内容	所管課
32	その他の分野における男女共同参画の推進	○環境問題等への取り組み、まちづくり事業への参画、各種イベントへの親子での参加促進等、さまざまな分野における男女共同参画を推進します。	各課



基本目標Ⅲ 男女間の暴力根絶と生涯を通じた心身の健康づくり

【重点的な取組事項】 ★男女間の暴力の防止と被害者への支援

配偶者からの暴力（DV※）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、養護する子どもにも心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼすことから、DV被害の防止と被害者に対する支援を積極的に行っていく必要があります。

本市では、平成19年度から出雲市女性相談センターを設置し専任の女性相談員による相談体制を整えました。また、平成21年3月には「出雲市DV（配偶者からの暴力）対策基本計画」※を策定し、DVをなくす環境づくりの取り組みや被害者への支援を行っています。

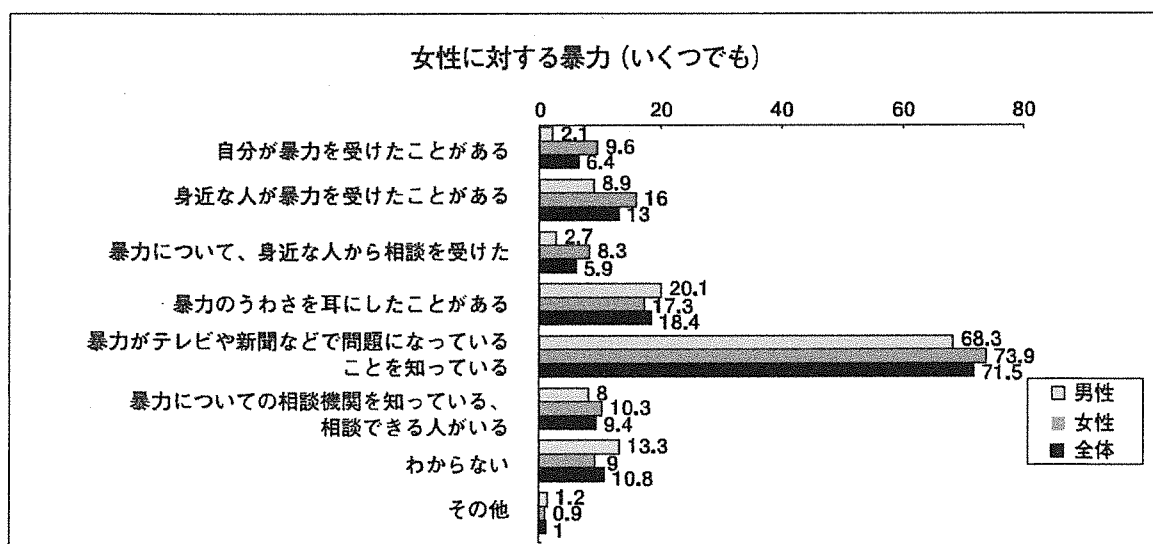
DV被害をとりまく背景をみると、経済的貧困者、在留外国人が被害者であるケースなども多くみられ、昨今の社会情勢により、ますます増加するものと思われます。「出雲市DV対策基本計画」に基づき、啓発と相談体制の充実を促進するとともに、関係機関との連携のもと、DV被害者の自立支援にむけて適切な対応に努めます。

一方、男女の心身機能の特性に応じた健診や相談、性の健康教育の充実など、妊娠・出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重される取り組みを進めます。

【参考資料；女性に対する暴力】

『あなたは、ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナー等親密な関係にある、または、あった異性からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等）を経験したり見聞きしたことがありますか？』

・・・DVの経験等は前回調査より増加してきています。



※DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナー等密接な関係にある(あった)異性からの暴力。身体・精神的な暴力のほか、性的、経済的、社会的暴力などさまざまな形態がある。

※出雲市DV対策基本計画（H20年度策定。計画期間H21～23年度）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)第2条の3第3項に基づき策定した配偶者からの暴力防止と被害者の自立支援等の総合的な施策展開を行うための計画。

基本課題 1 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶

(1) 男女間の暴力をなくす環境づくり

	具体的な取組	施策の内容	所管課
33	DV防止に関する広報・講座等の開催	○広報紙・情報紙への啓発記事の掲載、講座や研修会を開催し、暴力根絶に向けた意識づくりを図ります。	市民活動支援課
34	市民や職場、学校教職員研修(DV・セクシュアルハラスメント等)の実施	○市民や職場、学校教職員に対して、DV及びセクシュアル・ハラスメント※に関する正しい理解・認識を促進するため研修を実施します。 ○高校等においては、県等と連携し、デートDVについての学習を働きかけます。	市民活動支援課 学校教育課 産業振興課

※数値目標

項目	現状 (H21)	目標 (H26)
DV防止研修会参加人数	608人*	600人

* H20年度数値

(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援

	具体的な取組	施策の内容	所管課
35	DV等相談体制の充実	○DV等の相談体制の充実を図り、関係機関と連携し、相談者へ適切な助言・支援を行います。 (女性相談、人権相談、児童相談ほか)	市民活動支援課 人権同和政策課 子育て支援課 関係各課
36	DV被害者支援体制の充実と自立への支援	○県、市等の関係機関との連携のもと、被害者の状況に応じた適切な支援を行います。 ○被害者の支援について一元的に調整を行うDVワンストップ窓口※(女性のための総合窓口)により被害者の負担軽減を図ります。	市民活動支援課 子育て支援課 福祉推進課 関係各課

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

	具体的な取組	施策の内容	所管課
37	セクシュアル・ハラスメント防止意識の普及	○市民及び職場に向けて、セクシュアル・ハラスメント防止の広報・情報提供を行い、環境改善を図ります。	市民活動支援課 産業振興課

※セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動。身体への不必要な接触だけでなく、相手の意に反した性的な冗談や意図的に性に関する噂を流すことも含む。

※DVワンストップ窓口

二次被害(相談員等からの被害者に対する不適切な対応によって、被害者がさらに傷つくこと)を防止し、たらいまわしの対応をなくすため、被害者が1ヶ所で必要な申請手続きを行うことができる窓口。市役所本庁内に設置し、出雲市女性相談センターと関係窓口等との総合的な調整を行う。

基本課題2 性と生殖に関する互いの意思の尊重

	具体的な取組	施策の内容	所管課
38	発達段階に応じた性の健康教育の実施	○小中学校へ医師・助産師・保健師等の講師を派遣し、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※）の定着を図り、身体や命の大切さについての教育を推進します。 ○保護者、地域への情報提供・学習支援を行い、理解の促進に努めます。	健康増進課 学校教育課
39	健康教育の推進と、健診・相談体制の充実	○ライフサイクルにより変化しやすい女性の身体上の特性から、妊娠・出産等への正しい知識の情報提供と相談体制の充実、各種健診の受診拡大に努めます。 ●妊娠・出産期における健康診査や健康相談・訪問相談の実施 ●基本健康診査や女性検診（乳がん・子宮がん検診）体制の充実・受診促進 ●女性が発症しやすい病気や障がいについての情報提供や学習会の開催、個別相談の実施 ●ライフステージに応じた健康づくり意識の啓発	健康増進課 市民活動支援課
40	妊娠・出産等における母性保護の促進	○妊娠から出産まで一貫した健康診査、保健指導・相談等を行います。 ○働く女性の母性保護のため、事業主に対して労働基準法における母性保護規定の周知と普及を図ります。	健康増進課 産業振興課 市民活動支援課

※数値目標

項目	現状（H21）	目標（H26）
性・命の学習の実施校	小学校 26 中学校 11*	小学校 30 中学校 14
出生児全数訪問の実施	97%*	100%

* H20 年度数値

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

女性の健康が生涯を通じ、身体的・精神的・社会的に良好に保たれるとともに、いつ何人子どもを生むか、生まないかを選ぶことなど、性と生殖に関する自己決定権が保障されていなければならないとする考え方で、女性の重要な人権、権利の一つ。

基本目標Ⅳ 推進体制の整備

【重点的な取組事項】 ★総合的な推進体制整備

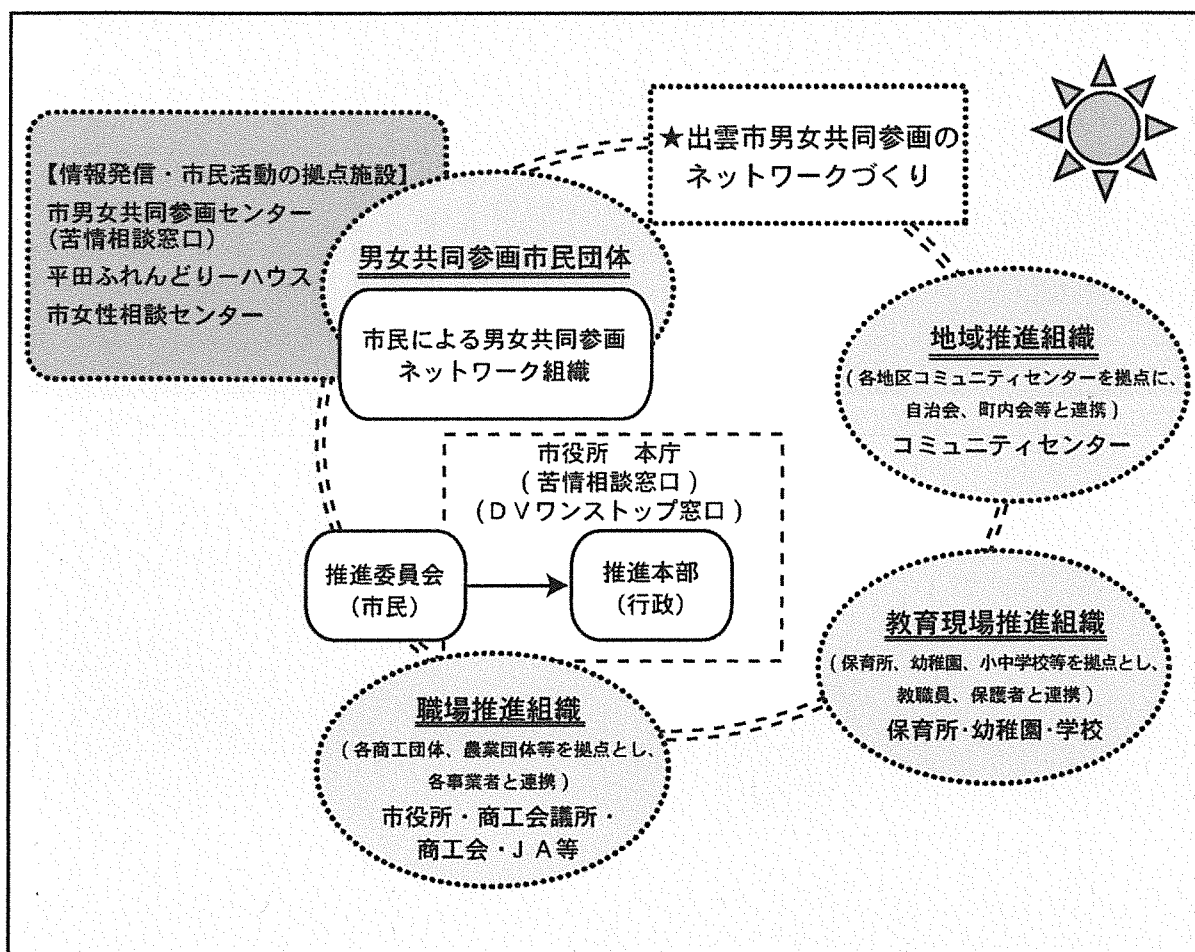
★市民と行政の協働の取り組みの推進

第1次行動計画（H18～21）では、家庭・地域・職場・教育現場での男女共同参画の推進の整備に力をいれました。地域においては、市内36地区のコミュニティセンターを中心に地域推進組織の設置を働きかけました。また、教育現場においては、市内の保育所・幼稚園・小中学校に設置した男女共同参画推進員により、教育現場における取り組みを進めました。市においては、推進本部、男女共同参画職場推進員を設置し、各部局が一体となって取り組むとともに、市民の代表10名からなる男女共同参画推進委員会を設置。また、市民からの男女共同参画施策に関する苦情相談を受ける窓口も設置し、市民の意見を施策に反映しながら取り組んできました。

一方、平成17年12月の「男女共同参画都市宣言」を受けての「宣言都市記念式典」「全国男女共同参画宣言都市サミット in いずも」を市民主体の実行委員会が企画運営したことにより、市民による男女共同参画の取り組みも進んできました。

市民の活動をさらに活性化し、市民と行政の協働の取り組みを行っていくために、市男女共同参画センター、平田ふれんどりーハウス、ジョブ・ステーション出雲などの市民への啓発や相談窓口である拠点施設の機能充実を図ります。また、災害時における男女の人権に配慮した対応など、市が行う男女共同参画推進のための環境整備も推進し、市民や事業者、関係団体、コミュニティセンター等との連携を深め、市全体のネットワークの充実に努めます。

☆推進イメージ図



基本課題 1 行政における推進体制の整備

(1) 市における体制整備

	具体的な取組	施策の内容	所管課
41	男女共同参画推進体制の整備	○全庁的な取組推進を図るため市内部に設置した「出雲市男女共同参画推進本部」、市民により構成された「出雲市男女共同参画推進委員会」の活用を図り、行政と市民が連携して男女共同参画施策を推進します。	市民活動支援課
42	行動計画実施状況の把握・見直し	○年度ごとに各施策の実施状況をまとめ、施策の評価分析を行いながら、必要に応じて施策内容を見直します。 ○客観的に進捗状況を把握するための参考指標として数値目標を設定し、状況把握を行います。	市民活動支援課
43	男女共同参画に関する苦情相談窓口の設置	○市が行う施策に関する男女共同参画・男女平等についての苦情相談窓口を、本庁及び市男女共同参画センターに設置するとともに、周知に努めます。	市民活動支援課
44	入札参加資格者等の男女共同参画への取組状況を把握	○男女が働きやすい職場づくりを促進するため、入札参加資格者等の環境整備の状況を調査し、広報紙等での周知を行います。	会計契約課契約検査室 水道営業課
45	女性の管理職等への登用促進	○市職員については、性別にとられない職員配置と職務分担を促進するとともに、管理職に必要な能力・意識向上のための研修機会を設けます。	人事課
46	市職員研修の実施	○男女共同参画の視点に立ってそれぞれの職務の遂行に努めるとともに、地域において男女共同参画推進者としての役割を果たす職員を育成するため、計画的に研修を実施します。	人事課 市民活動支援課

※数値目標

項目	現状 (H21)	目標 (H26)
市管理職に占める女性の割合	13%	14%
市職員研修の参加率 (1回以上/年)	83.1%*	100%

* H20 年度数値

(2) 拠点施設の充実

	具体的な取組	施策の内容	所管課
47	市男女共同参画センター、平田ふれんどりーハウス機能の充実	○男女共同参画拠点施設においては、意識啓発のための講座等の開催、展示、情報発信を充実するとともに、関係団体のネットワークの構築、活動支援等を行います。	市民活動支援課

	具体的な取組	施策の内容	所管課
48	コミュニティセンター機能の充実	○男女共同参画に関する情報提供、職員への研修の実施等により、地域の男女共同参画推進の拠点施設としての機能の充実を図ります。	市民活動支援課 自治振興課
49	ジョブ・ステーション出雲による就職支援	○ジョブ・ステーション出雲での求人情報の提供や就職相談の充実を図ります。 ○関係機関との連携により、個々のニーズに対応した就業支援を行います。	産業振興課

(3) 男女共同参画の環境整備の推進

	具体的な取組	施策の内容	所管課
50	災害時等の男女の人権に配慮した対応	○出雲市地域防災計画※に基づき、防災対策に関して、男女双方の視点を十分に配慮、災害発生時等における男女のニーズに配慮した対応に努めます。	防災交通課 消防本部
51	ユニバーサルデザイン※によるまちづくり	○子どもから高齢者、障がい者（児）すべての人が、安心して社会活動に参加できるまちづくりを進めます。（公共施設、交通施設、道路、公園等）	各課 福祉推進課

基本課題2 市民との連携体制の整備

	具体的な取組	施策の内容	所管課
52	職場、教育現場における推進体制の整備	○職場、教育現場における推進体制の整備を推し進めます。	市民活動支援課 学校教育課 産業振興課
53	男女共同参画のネットワークづくり	○地区、職場及び教育現場における推進組織並びに男女共同参画関係市民団体が連携し、男女共同参画のまちづくりを総合的に推進します。	市民活動支援課

基本課題3 国、県、関係機関等との連携

	具体的な取組	施策の内容	所管課
54	国、県及び関係機関との連携による推進	○男女共同参画に関する計画・施策について、国や県の計画等と連動した取り組みを行います。 ○講座等への講師派遣、各種情報交換、DV被害者支援など、関係機関との積極的な連携を図ることにより、スムーズな事業運営をめざします。	市民活動支援課

※出雲市地域防災計画

本市における災害予防・応急対策・復旧に関する内容を定めた計画。毎年度検討を加え、必要があると認めるときは所要の修正を加えることとなっている。

※ユニバーサルデザイン

全ての人にとって使いやすく分かりやすい、安全・快適な「もの・まち・サービス」をめざす考え方。

第4章 計画の数値目標

基本 目標	基本 課題	施策の 方向	具体的 取組	項目	現状 (H21)	目標 (H26)		
I	1	(1)	1	性別による役割分担意識に否定的な人の割合 (市民意識調査)	65.5%	75%		
II	1	(1)	7	市の審議会等への女性の参画率	26.6%	40%		
				女性の参画がゼロの審議会等の数	9	0		
	2	(1)	(2)	14	家庭生活において男女が平等であると感じている人の割合 (市民意識調査)	29.5%	35%	
					保育所(園)受入れ児童数	4,409人	4,780人	
					延長保育事業	41箇所	43箇所	
					一時保育事業	43箇所	43箇所	
					休日保育事業	7箇所	9箇所	
					特定保育事業	6箇所	7箇所	
					病(後)児保育事業	4箇所	5箇所	
					放課後児童クラブ受入れ児童数	1,030人	1,430人	
					地域子育て支援センター事業	9箇所	9箇所	
					子育てサポーターの委嘱数	52人	58人	
	3	(1)	(2)	17	地域社会において男女が平等であると感じている人の割合 (市民意識調査)	34.7%	40%	
					18	男女共同参画地域推進組織の結成数	31地区*	全地区
						20	女性消防団員の増員	10人
	4	(2)	(3)	23	職場において男女が平等であると感じている人の割合 (市民意識調査)	27.8%	35%	
					ワーク・ライフ・バランスの認知度	54.2%	60%	
一般事業主(従業員101人以上)行動計画の策定率					—	100%		
こころカンパニー市内企業数					16社	30社		
24					農業等における家族経営協定の締結数	21協定*	30協定	
					25	漁村集落女性活動支援の箇所数	0箇所*	5箇所
5	(1)	(1)	26	教職員を対象とした男女共同参画に関する研修実施の学校の割合(保、幼、小、中)	96.6%*	100%		
III	1	(1)	34	DV防止研修会参加人数	608人*	600人		
				38	性・命の学習の実施校	小学校26 中学校11*	小学校30 中学校14	
					39	出生児全数訪問の実施	97%*	100%
IV	1	(1)	45	市管理職に占める女性の割合	13%	14%		
				46	市職員研修の参加率(1回以上/年)	83.1%*	100%	

*は、平成20年度の実績

第 2 次 出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画 策定経過

年	月	推進本部	部会（ワーキング）	推進委員会	備考	
21	5	第1回推進本部会議(5/29)	・行動計画策定スケジュールについて ・部会（ワーキング）の設置について			
	6				行動計画に係る具体的施策H20取組状況調査 男女共同参画市民意識調査	
	7		第1回推進本部部会(ワーキング)(7/16)	・策定スケジュールについて ・推進委員会への諮問について ・現計画の取組み状況と課題（意見交換）	男女共同参画市民意識調査集計・分析	
	8			H21第1回推進委員会(8/11)	・行動計画についての調査・審議について諮問 ・行動計画(H22～26)策定スケジュール ・市民意識調査報告	
	9		第2回推進本部部会(ワーキング)(9/1)	市民意識調査、各課具体的取組(H18～20)を基にした協議	現行動計画具体的施策取組状況の検証と次期行動計画取組調査	
	10		第3回推進本部部会(ワーキング)(10/29)	行動計画改定(素案協議)		
	11				H21第2回推進委員会(11/9)	行動計画のあり方について協議
					H21第3回推進委員会(11/27)	行動計画のあり方について協議⇒答申
12		第4回推進本部部会(ワーキング)(12/8)	答申を受け素案修正		パブリックコメント：12月中旬から1か月	
22	1					
	2	第2回推進本部会議(2/18)	行動計画(H22～26)案審議	第5回推進本部部会(ワーキング)(2/1)	パブリックコメントを受けた素案修正	
	3					行動計画の策定

参 考 资 料

「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」集計結果

(調査件数 2,000 件 回答数 799 件)

1 回答者数

(人)

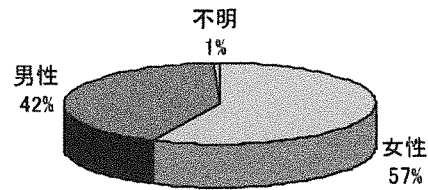
女性	男性	不明	総数
456	339	4	799

2 年齢構成

(人)

区分	女性	男性	総数
20代	46	25	71
30代	81	43	124
40代	77	53	130
50代	85	64	149
60代	94	68	162
70歳以上	73	86	159
計	456	339	795

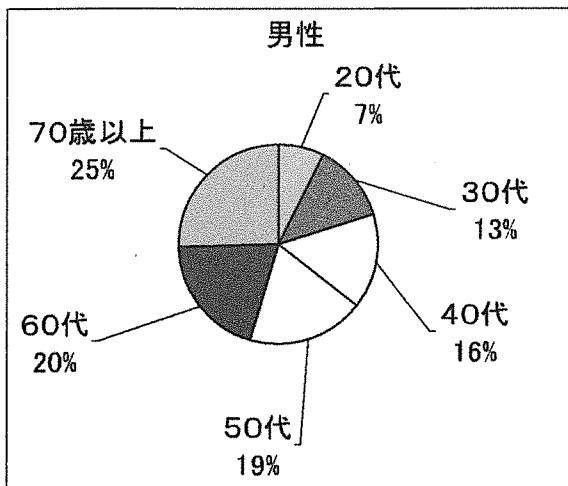
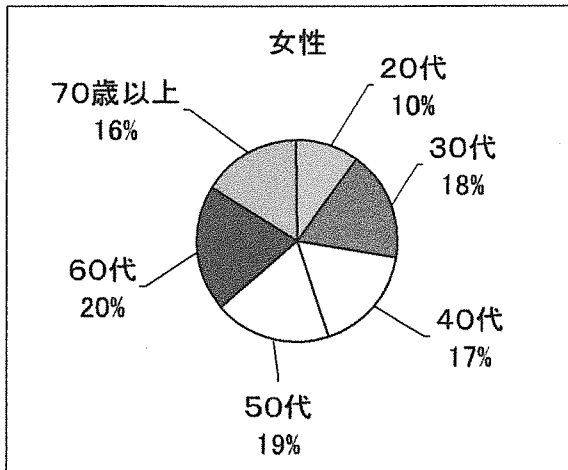
回答者の性別



3 地区別回答者数

(人)

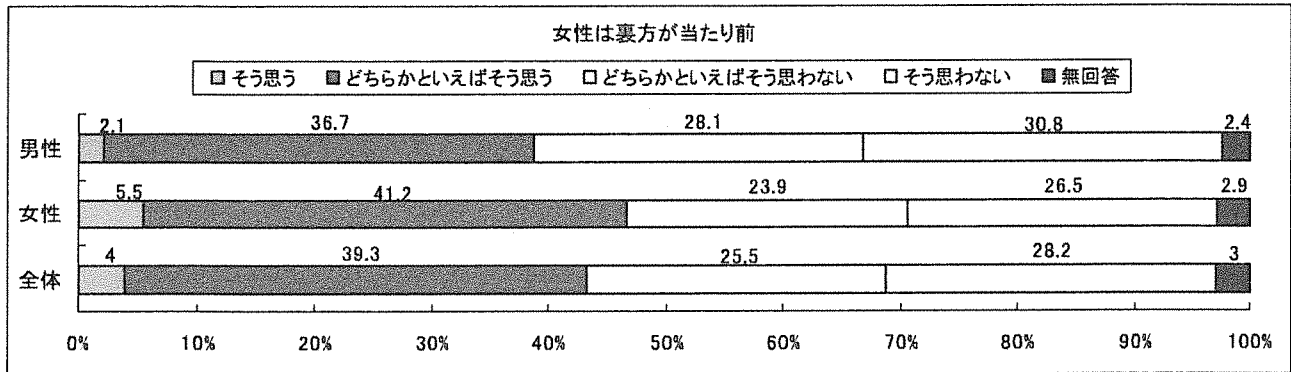
地区	女性	男性	総数
旧出雲市	261	188	449
旧平田市	75	54	129
旧佐田町	26	19	45
旧多伎町	29	20	49
旧湖陵町	20	20	40
旧大社町	44	38	82
不明	1		1
計	456	339	795



『以下のことがらについて、あなたはどのように思いますか。』（1つ選択）

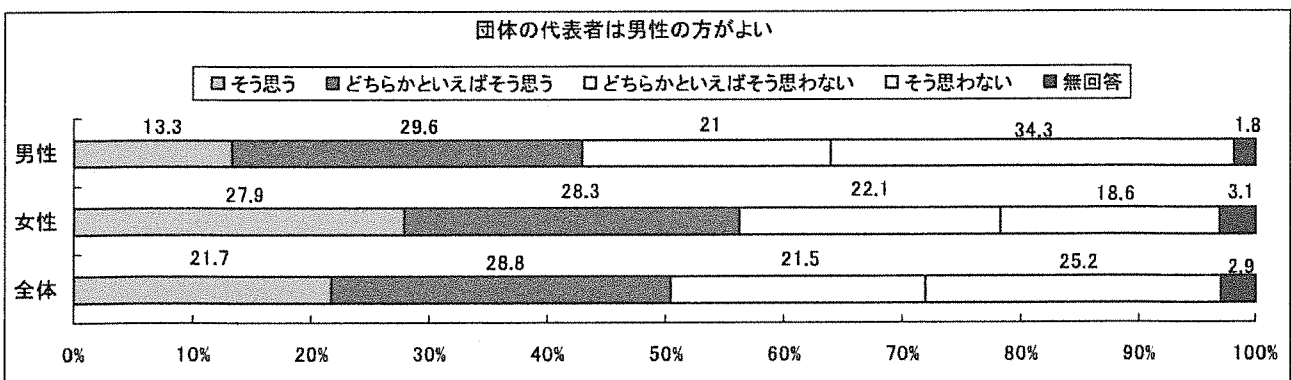
1. 地域や家庭での行事や酒席では、女性は裏方（台所）を引き受けるのが当たり前だ

	（%）			前回調査（H17）（%）		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	4	5.5	2.1	7.1	7	7.1
どちらかといえばそう思う	39.3	41.2	36.7	38.8	40.8	36.2
どちらかといえばそう思わない	25.5	23.9	28.1	24.8	25.8	23.5
そう思わない	28.2	26.5	30.8	25.6	23.3	28.6
無回答	3	2.9	2.4	3.7	3.1	4.5



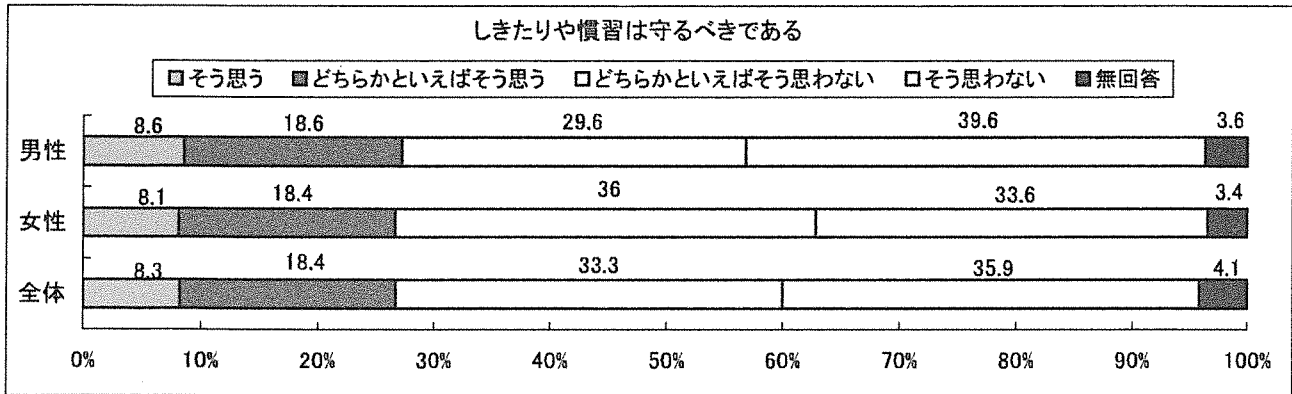
2. 自治会などの団体の代表者は、男性がなった方がよい

	（%）			前回調査（H17）（%）		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	21.7	27.9	13.3	20.2	23.3	16.1
どちらかといえばそう思う	28.8	28.3	29.6	30.6	33.6	26.7
どちらかといえばそう思わない	21.5	22.1	21	18	17.1	19
そう思わない	25.2	18.6	34.3	26.8	21.4	33.6
無回答	2.9	3.1	1.8	4.5	4.5	4.5



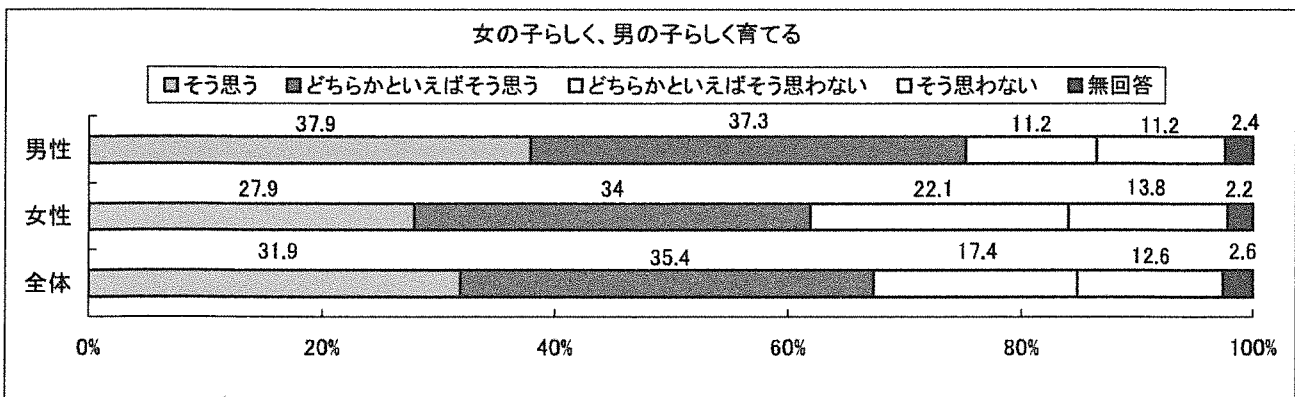
3. しきたりや慣習は、社会の変化や時代に合わないと思っても守るべきである

	(%)			前回調査 (H17)			(%)		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	8.3	8.1	8.6	5	4.7	5.3			
どちらかといえばそう思う	18.4	18.4	18.6	21.2	21.2	21.2			
どちらかといえばそう思わない	33.3	36	29.6	34.1	35.9	31.7			
そう思わない	35.9	33.6	39.6	34.2	33.2	35.4			
無回答	4.1	3.4	3.6	5.6	4.9	6.3			



4. 子どもは、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい

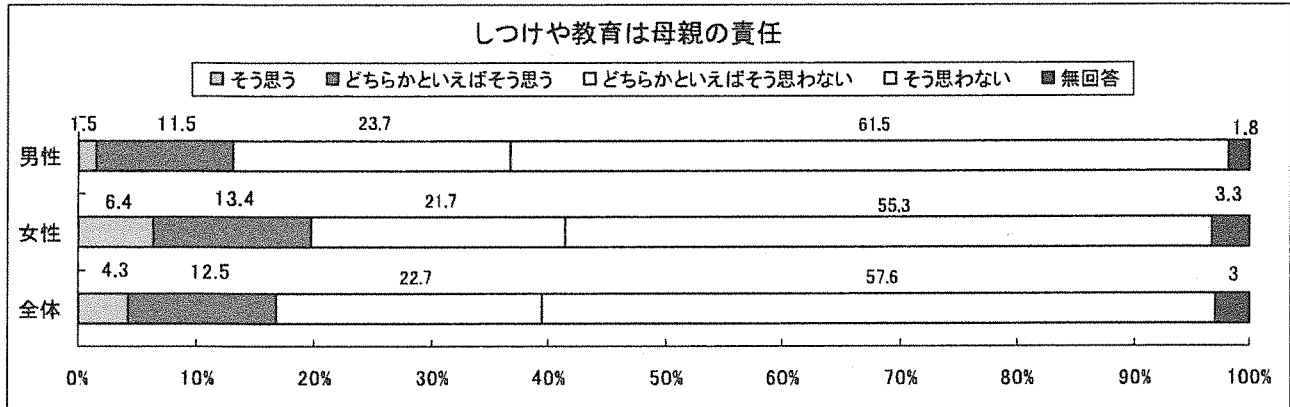
	(%)			前回調査 (H17)			(%)		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	31.9	27.9	37.9	30.6	25.8	36.8			
どちらかといえばそう思う	35.4	34	37.3	37.3	38.1	36.2			
どちらかといえばそう思わない	17.4	22.1	11.2	13.4	15.9	10.3			
そう思わない	12.6	13.8	11.2	13.9	15.9	11.4			
無回答	2.6	2.2	2.4	4.8	4.3	5.3			



5. 子どものしつけや教育は母親の責任である

	(%)		
	全体	女性	男性
そう思う	4.3	6.4	1.5
どちらかといえばそう思う	12.5	13.4	11.5
どちらかといえばそう思わない	22.7	21.7	23.7
そう思わない	57.6	55.3	61.5
無回答	3	3.3	1.8

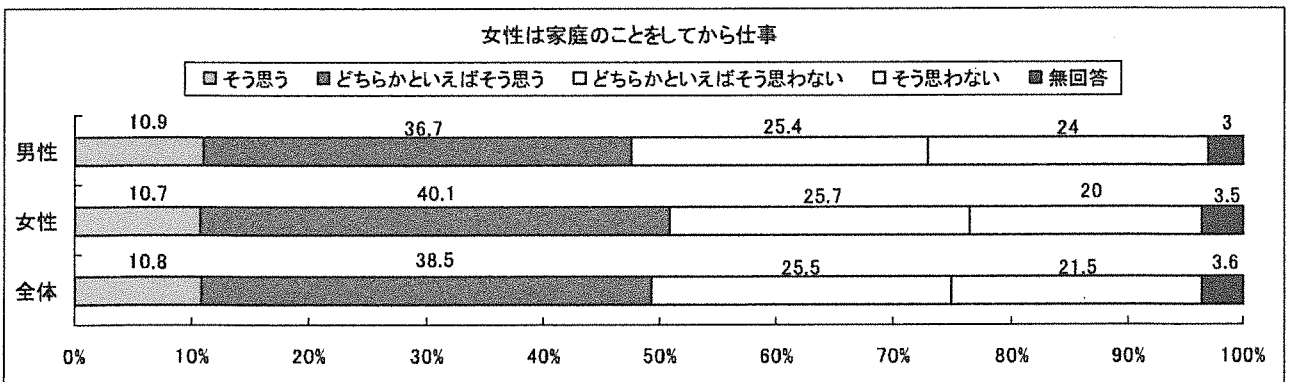
	前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性
そう思う	4.4	5.2	3.4
どちらかといえばそう思う	11.9	12.4	11.4
どちらかといえばそう思わない	21.6	21.6	21.4
そう思わない	57.9	57.1	59
無回答	4.2	3.7	4.8



6. 女性は家庭のことをきちんとしてから仕事にでるべきだ

	(%)		
	全体	女性	男性
そう思う	10.8	10.7	10.9
どちらかといえばそう思う	38.5	40.1	36.7
どちらかといえばそう思わない	25.5	25.7	25.4
そう思わない	21.5	20	24
無回答	3.6	3.5	3

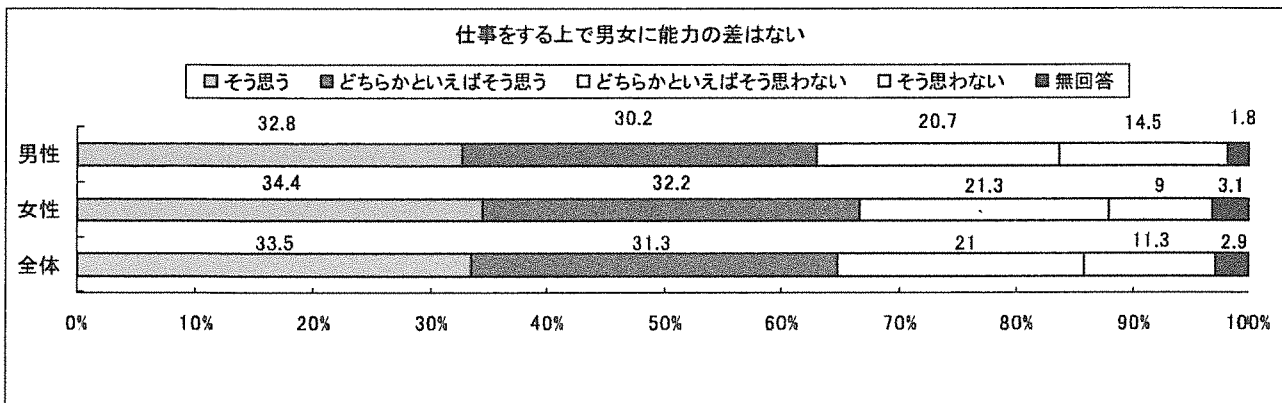
	前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性
そう思う	15.2	15.9	14.3
どちらかといえばそう思う	34.3	31.8	37.6
どちらかといえばそう思わない	25.5	26.4	24.3
そう思わない	20.4	21.9	18.5
無回答	4.6	4.1	5.3



7. 仕事をする上で男女に能力の差はない

	(%)		
	全体	女性	男性
そう思う	33.5	34.4	32.8
どちらかといえばそう思う	31.3	32.2	30.2
どちらかといえばそう思わない	21	21.3	20.7
そう思わない	11.3	9	14.5
無回答	2.9	3.1	1.8

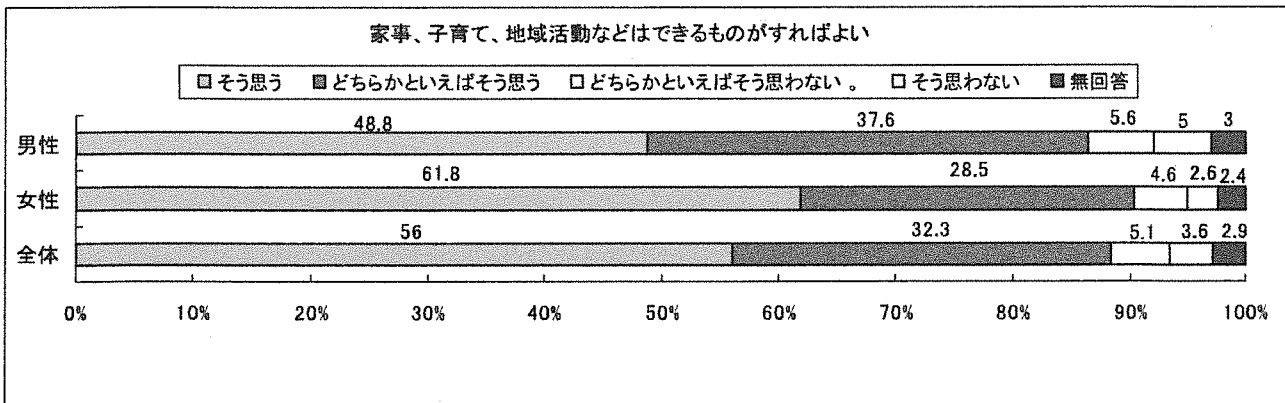
	前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性
そう思う	33.1	32.4	33.9
どちらかといえばそう思う	30	31	28.8
どちらかといえばそう思わない	20.8	22.3	18.8
そう思わない	11.9	10.3	14
無回答	4.2	3.9	4.5



8. 家事、子育て、地域活動などは、男女に関わらずできるものがすばい

	(%)		
	全体	女性	男性
そう思う	56	61.8	48.8
どちらかといえばそう思う	32.3	28.5	37.6
どちらかといえばそう思わない	5.1	4.6	5.6
そう思わない	3.6	2.6	5
無回答	2.9	2.4	3

	前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性
そう思う	57	58.8	54.8
どちらかといえばそう思う	29.9	29.3	30.7
どちらかといえばそう思わない	5.3	5.2	5.6
そう思わない	4.1	3.7	4.5
無回答	3.7	3.1	4.5

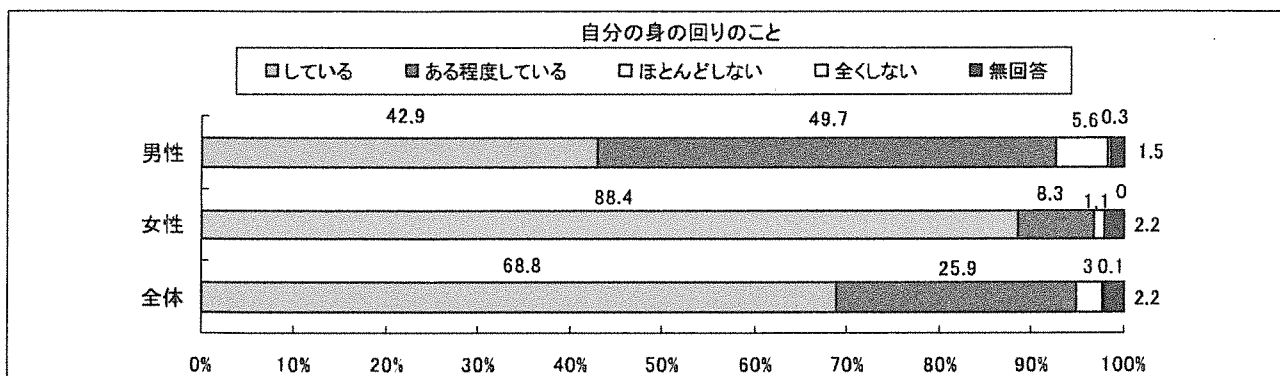


『家庭生活の中で、あなたは実際にどのようなことをしていますか。』

1. 自分の身の回りのことは自分でしている

	(%)		
	全体	女性	男性
している	68.8	88.4	42.9
ある程度している	25.9	8.3	49.7
ほとんどしない	3	1.1	5.6
全くしない	0.1	0	0.3
無回答	2.2	2.2	1.5

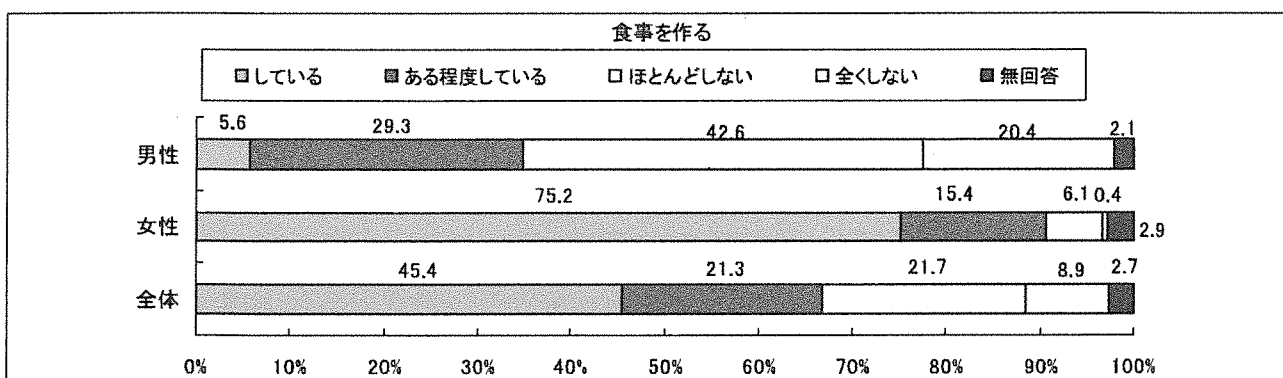
	前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性
している	66.3	85.2	42.1
ある程度している	27.7	11.5	48.4
ほとんどしない	2.8	0.4	5.8
全くしない	0.5	0.4	0.5
無回答	2.8	2.5	3.2



2. 食事を作る

	(%)		
	全体	女性	男性
している	45.4	75.2	5.6
ある程度している	21.3	15.4	29.3
ほとんどしない	21.7	6.1	42.6
全くしない	8.9	0.4	20.4
無回答	2.7	2.9	2.1

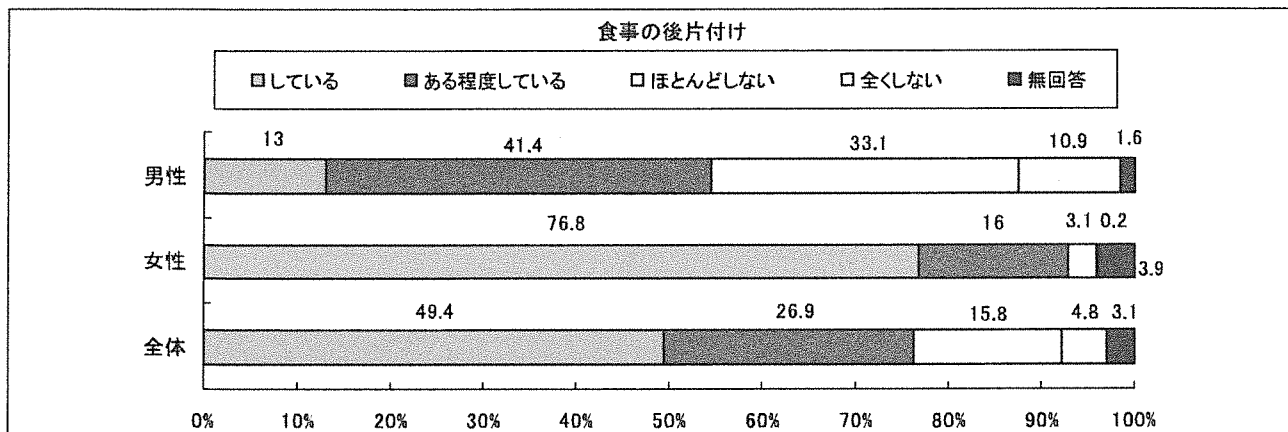
	前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性
している	44.3	72.6	7.9
ある程度している	22.6	17.3	29.4
ほとんどしない	19.7	4.9	38.6
全くしない	8.7	1.4	18
無回答	4.8	3.7	6.1



3. 食事の後片付けをする

	(%)		
	全体	女性	男性
している	49.4	76.8	13
ある程度している	26.9	16	41.4
ほとんどしない	15.8	3.1	33.1
全くしない	4.8	0.2	10.9
無回答	3.1	3.9	1.6

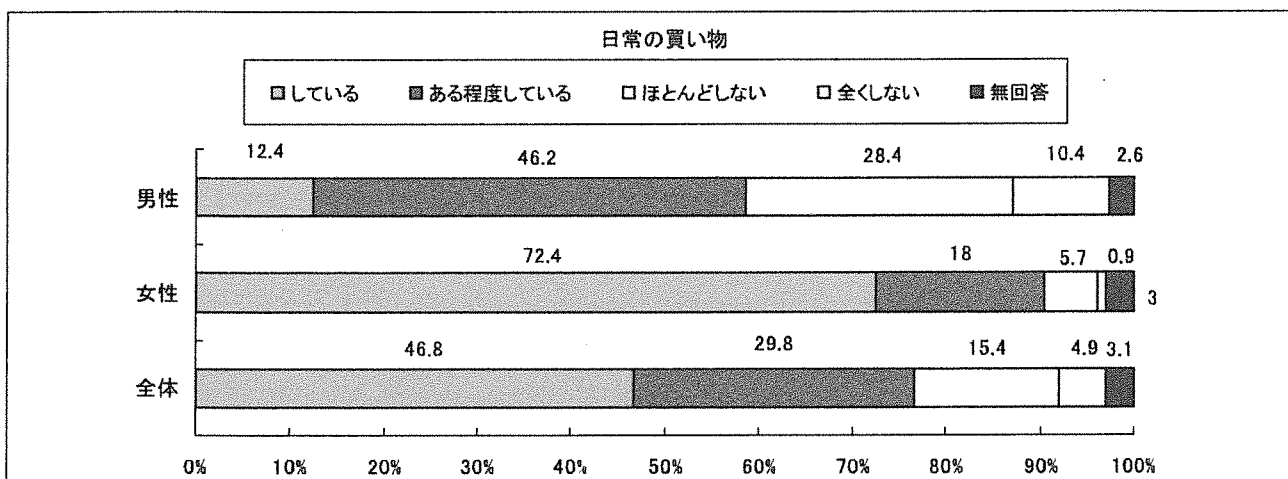
	前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性
している	46.8	74.2	11.6
ある程度している	29.8	18.6	44.2
ほとんどしない	12.9	2.5	26.2
全くしない	5.7	1.2	11.4
無回答	4.9	3.5	6.6



4. 食料品など日常の買物をする

	(%)		
	全体	女性	男性
している	46.8	72.4	12.4
ある程度している	29.8	18	46.2
ほとんどしない	15.4	5.7	28.4
全くしない	4.9	0.9	10.4
無回答	3.1	3	2.6

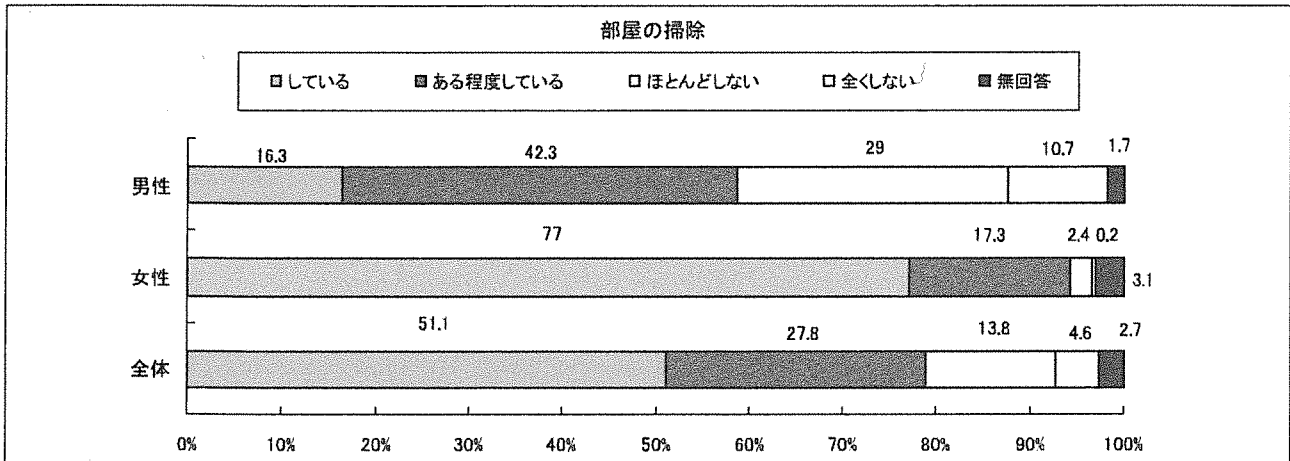
	前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性
している	45.2	69.5	14
ある程度している	30.4	17.9	46.3
ほとんどしない	13.7	5.4	24.3
全くしない	5.6	2.7	9.3
無回答	5.2	4.5	6.1



5. 部屋の掃除をする

	(%)		
	全体	女性	男性
している	51.1	77	16.3
ある程度している	27.8	17.3	42.3
ほとんどしない	13.8	2.4	29
全くしない	4.6	0.2	10.7
無回答	2.7	3.1	1.7

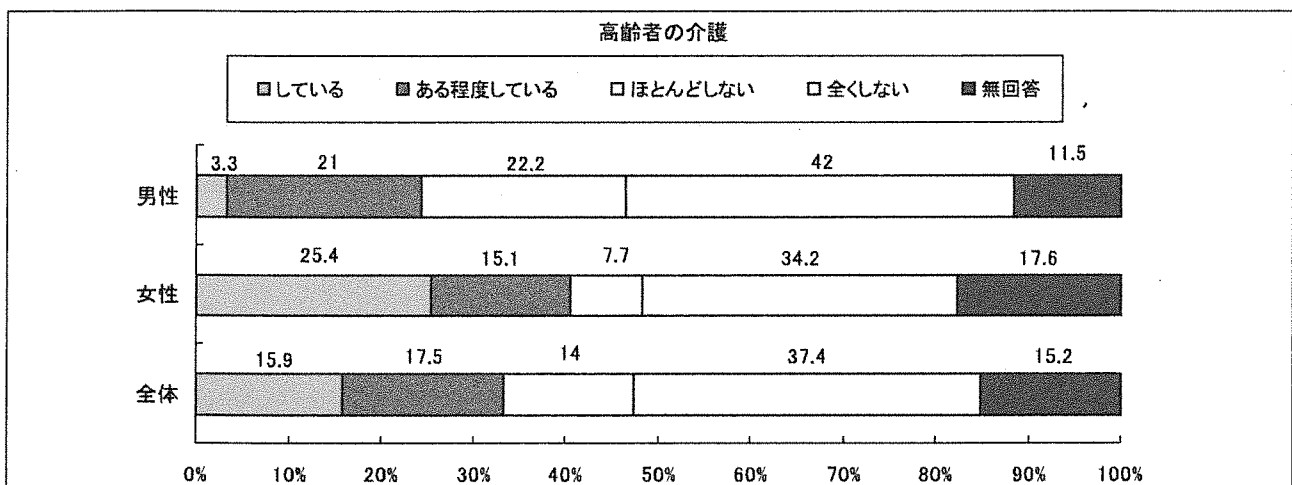
	前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性
している	45.9	70.3	14.6
ある程度している	32.6	23.3	44.4
ほとんどしない	12.5	1.4	26.7
全くしない	4.9	1.2	9.5
無回答	4.2	3.7	4.8



6. 高齢者の介護をする (した)

	(%)		
	全体	女性	男性
している	15.9	25.4	3.3
ある程度している	17.5	15.1	21
ほとんどしない	14	7.7	22.2
全くしない	37.4	34.2	42
無回答	15.2	17.6	11.5

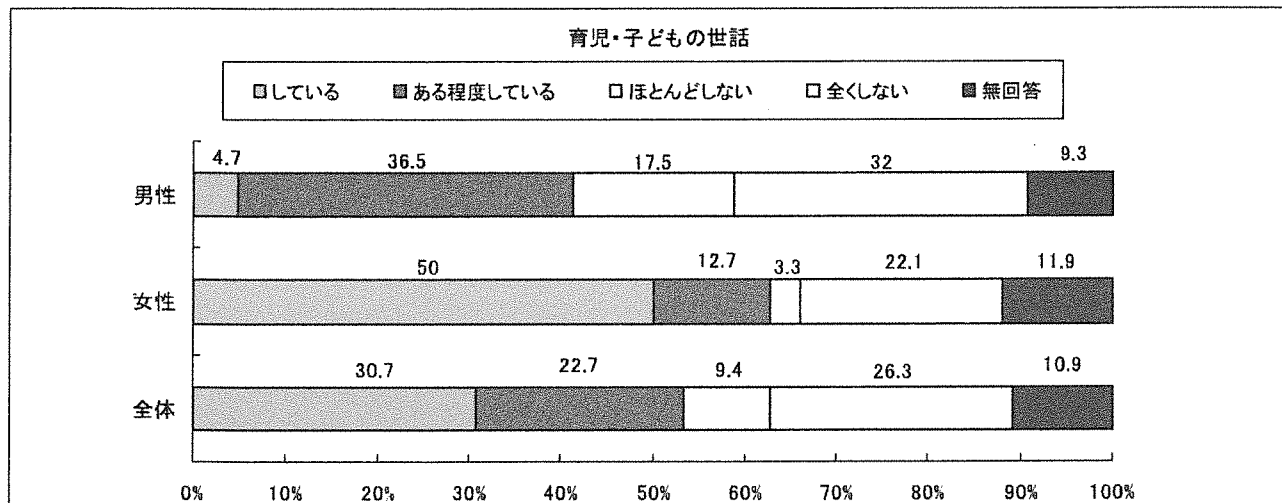
	前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性
している	16.3	24.9	5.3
ある程度している	14.7	14.8	14.6
ほとんどしない	17.5	11.5	25.1
全くしない	33.7	31.1	37
無回答	17.7	17.5	18



7. 育児・子どもの世話（おむつ替え、入浴、保育所等への送迎をする（した）

	（％）		
	全体	女性	男性
している	30.7	50	4.7
ある程度している	22.7	12.7	36.5
ほとんどしない	9.4	3.3	17.5
全くしない	26.3	22.1	32
無回答	10.9	11.9	9.3

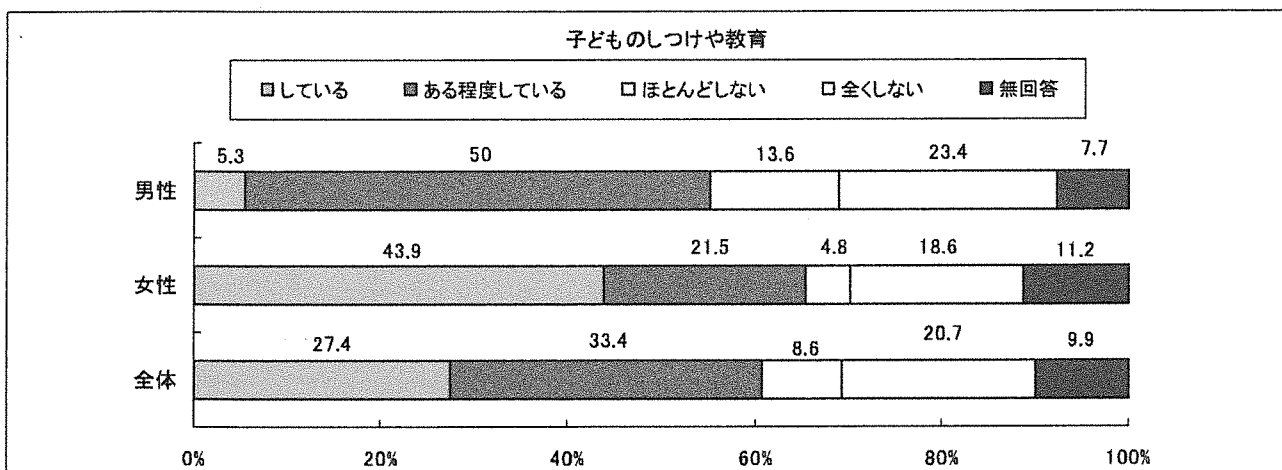
	前回調査（H17）（％）		
	全体	女性	男性
している	28.6	47.6	4.2
ある程度している	25.3	14.4	39.2
ほとんどしない	7.6	3.5	13
全くしない	22.7	20	26.2
無回答	15.8	14.4	17.5



8. 子どものしつけや教育をする（した）

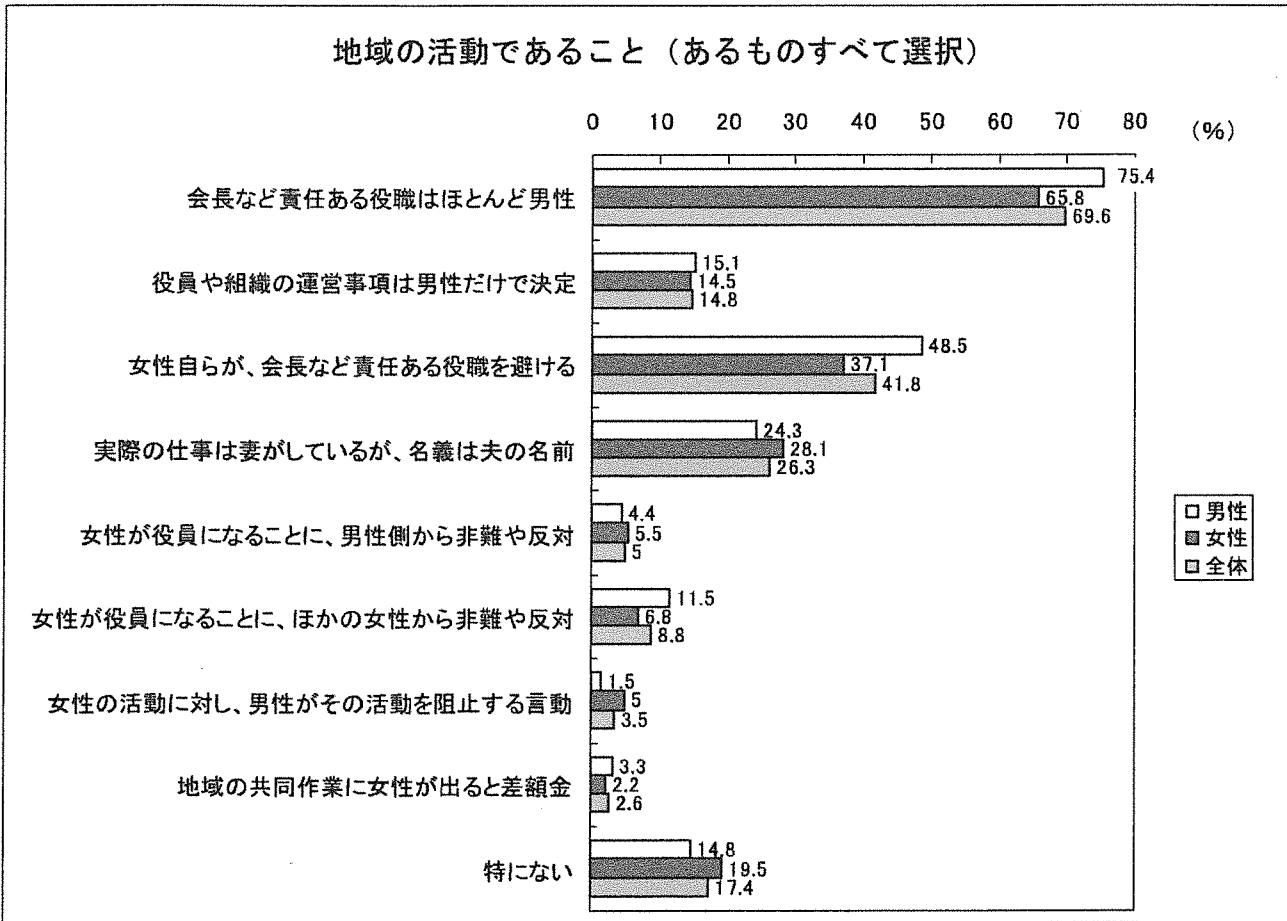
	（％）		
	全体	女性	男性
している	27.4	43.9	5.3
ある程度している	33.4	21.5	50
ほとんどしない	8.6	4.8	13.6
全くしない	20.7	18.6	23.4
無回答	9.9	11.2	7.7

	前回調査（H17）（％）		
	全体	女性	男性
している	27	42.7	6.9
ある程度している	32.1	21.9	45.2
ほとんどしない	10	5.8	15.3
全くしない	16.6	16.1	17.2
無回答	14.4	13.6	15.3



『あなたの住んでいる地域のいろいろな活動（区、PTA、子ども会、老人クラブ等）や共同作業等について、次のようなことがありますか。』

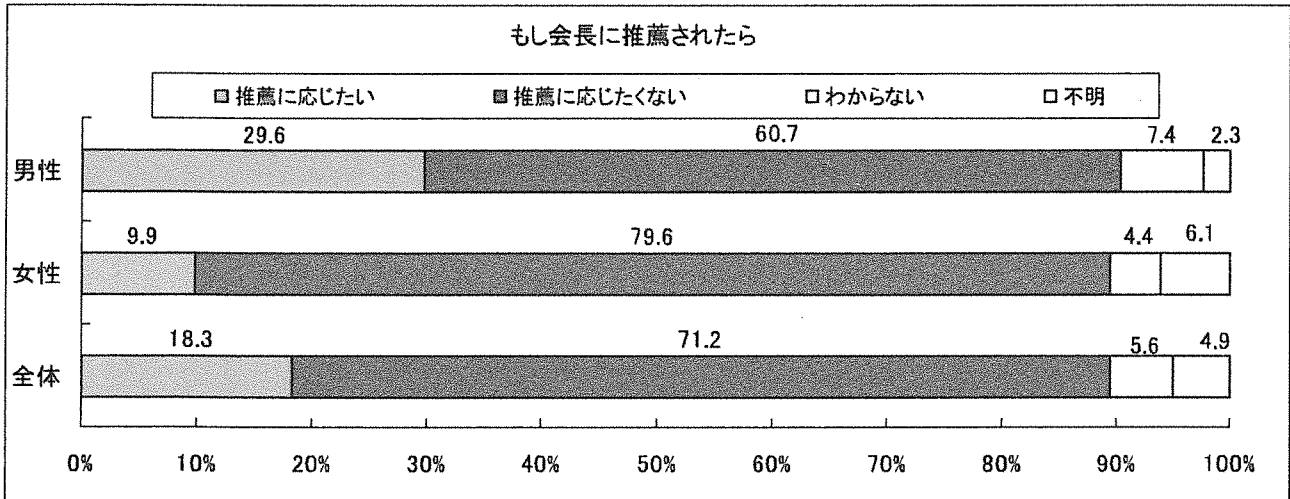
	（％）			前回調査（H17）（％）		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性
会長など責任ある役職はほとんど男性	69.6	65.8	75.4	73.7	70.5	77.8
役員や組織の運営事項は男性だけで決定	14.8	14.5	15.1	19	19	19
女性自らが、会長など責任ある役職を避ける	41.8	37.1	48.5	36.7	34.4	39.7
実際の仕事は妻がしているが、名義は夫の名前	26.3	28.1	24.3	30.2	35.3	23.8
女性が役員になることに、男性側から非難や反対	5	5.5	4.4	6.4	7.6	4.8
女性が役員になることに、ほかの女性から非難や反対	8.8	6.8	11.5	7.5	7.6	7.4
女性の活動に対し、男性がその活動を阻止する言動	3.5	5	1.5	4.4	4.7	4
地域の共同作業に女性が出ると差額金	2.6	2.2	3.3	4.4	4.5	4.2
特になし	17.4	19.5	14.8	14.5	14	15.1



『もし、あなたが区や常会の役員、PTAなどの会長として推薦されたらどうしますか。』
次の中から選んでください。(1つ選択)

	(%)		
	全体	女性	男性
推薦に応じたい	18.3	9.9	29.6
推薦に応じたくない	71.2	79.6	60.7
わからない	5.6	4.4	7.4
不明	4.9	6.1	2.3

	前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性
推薦に応じたい	18.5	8.9	31
推薦に応じたくない	71.8	82.1	58.7
わからない	6.6	6.6	6.6
不明	3.1	2.4	3.7

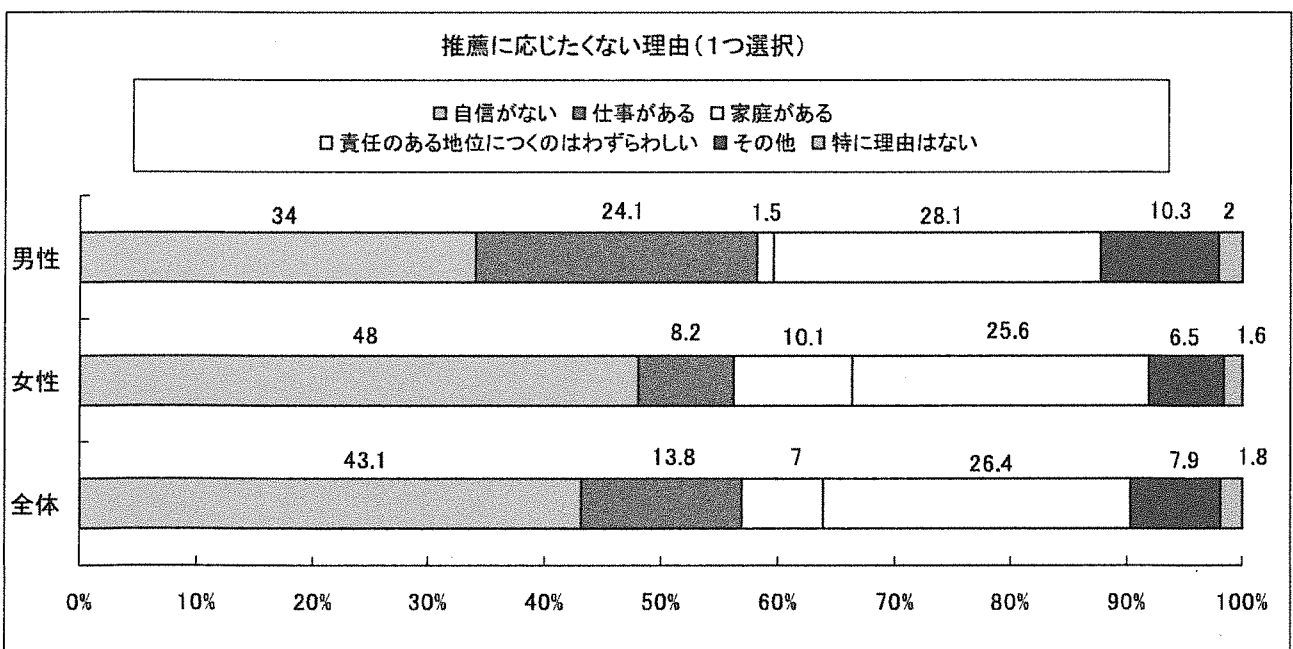


推薦に応じたくない理由 (1つ選択) (%)

	全体	女性	男性
自信がない	43.1	48	34
仕事がある	13.8	8.2	24.1
家庭がある	7	10.1	1.5
責任のある地位につくのは わずらわしい	26.4	25.6	28.1
その他	7.9	6.5	10.3
特に理由はない	1.8	1.6	2

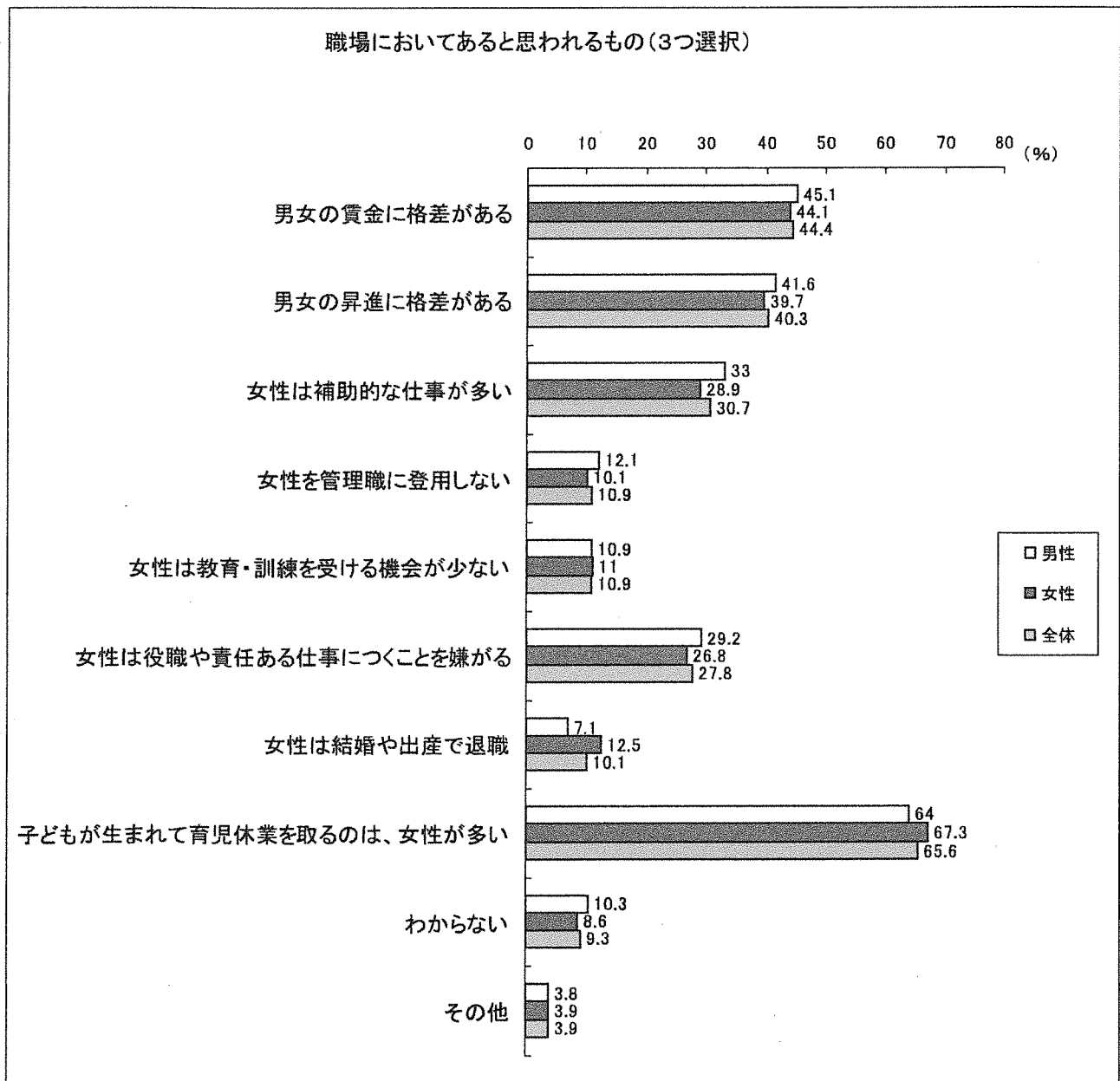
前回調査 (H17) (%)

	全体	女性	男性
自信がない	44.8	51.3	33.3
仕事がある	13.1	7.5	23
家庭がある	4.2	5.8	1.4
責任のある地位につくのは わずらわしい	24.5	23.4	26.6
その他	8.5	6.5	12.2
特に理由はない	3.5	3.5	3.6



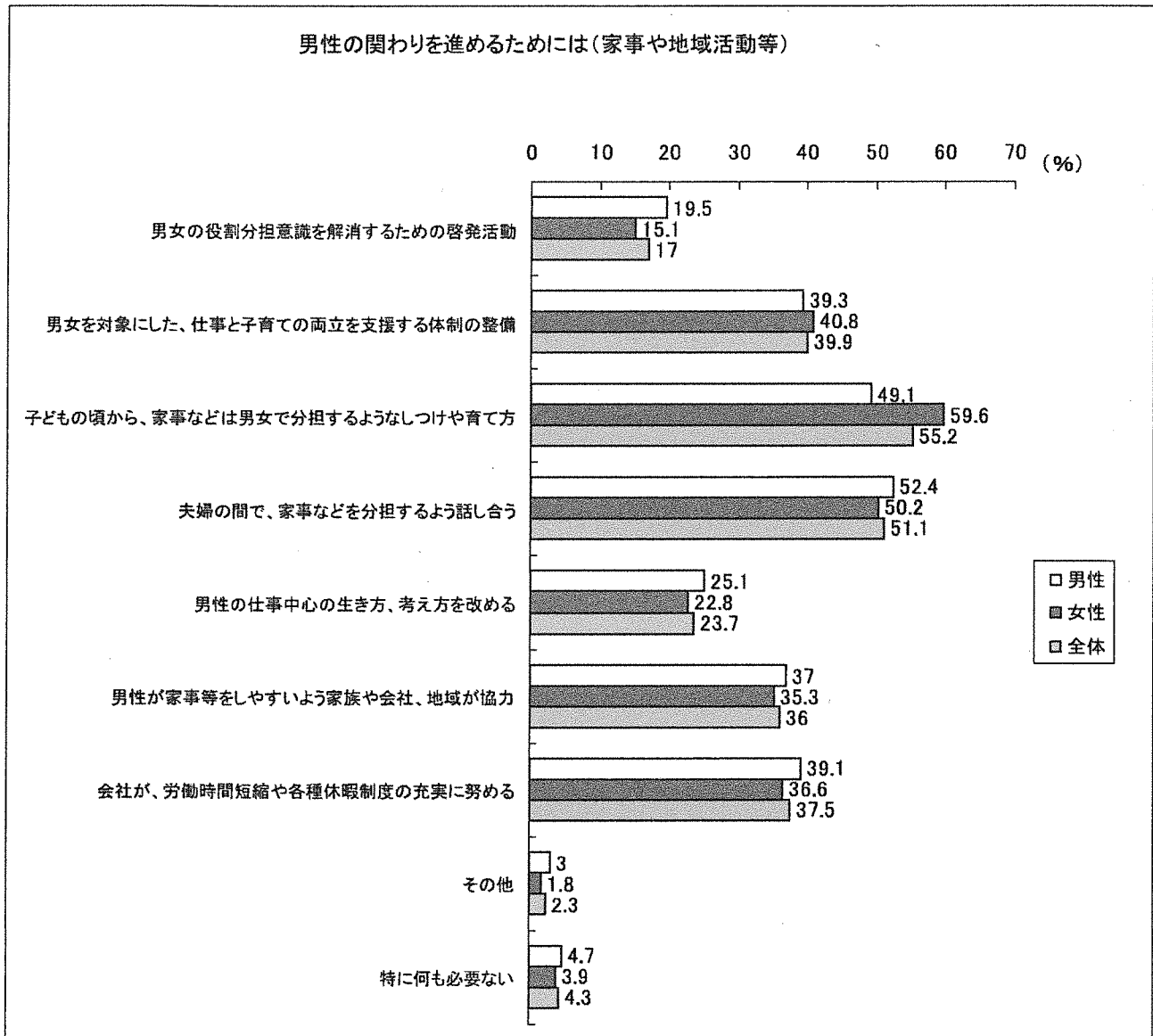
『職場において「ある」と思われるものを、次の中から3つ選んでください。』

	(%)			前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性
男女の賃金に格差がある	44.4	44.1	45.1	53.2	52.8	53.7
男女の昇進に格差がある	40.3	39.7	41.6	42.1	40.8	43.7
女性は補助的な仕事が多い	30.7	28.9	33	37.3	35.9	39.2
女性を管理職に登用しない	10.9	10.1	12.1	12.3	10.3	14.8
女性は教育・訓練を受ける機会が少ない	10.9	11	10.9	14.7	14.6	14.8
女性は役職や責任ある仕事につくことを嫌がる	27.8	26.8	29.2	24.9	22.5	28
女性は結婚や出産で退職	10.1	12.5	7.1	13.9	15.9	11.4
子どもが生まれて育児休業を取るのは、女性が多い	65.6	67.3	64	47.5	50.3	43.9
わからない	9.3	8.6	10.3	8.3	9.5	6.9
その他	3.9	3.9	3.8	3	3.3	2.6



『男性の家事・育児・介護・地域活動等への関わりがまだまだ少ないと言われています。進めていくためにはどのようなことが必要だと思いますか。』（3つ選択）

	(%) 前回調査 (H17)			(%)		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性
男女の役割分担意識を解消するための啓発活動	17	15.1	19.5	19.4	14.4	25.7
男女を対象にした、仕事と子育ての両立を支援する体制の整備	39.9	40.8	39.3	39.2	40.2	37.8
子どもの頃から、家事などは男女で分担するようしつけや育て方	55.2	59.6	49.1	55	57.3	52.1
夫婦の間で、家事などを分担するよう話し合う	51.1	50.2	52.4	51.2	52.6	49.5
男性の仕事中心の生き方、考え方を改める	23.7	22.8	25.1	26.8	23.1	31.5
男性が家事等をしやすいよう家族や会社、地域が協力	36	35.3	37	32.3	36.5	27
会社が、労働時間短縮や各種休暇制度の充実に努める	37.5	36.6	39.1	31.6	31.3	32
その他	2.3	1.8	3	1.4	1.2	1.6
特に何も必要ない	4.3	3.9	4.7	3.8	3.7	4

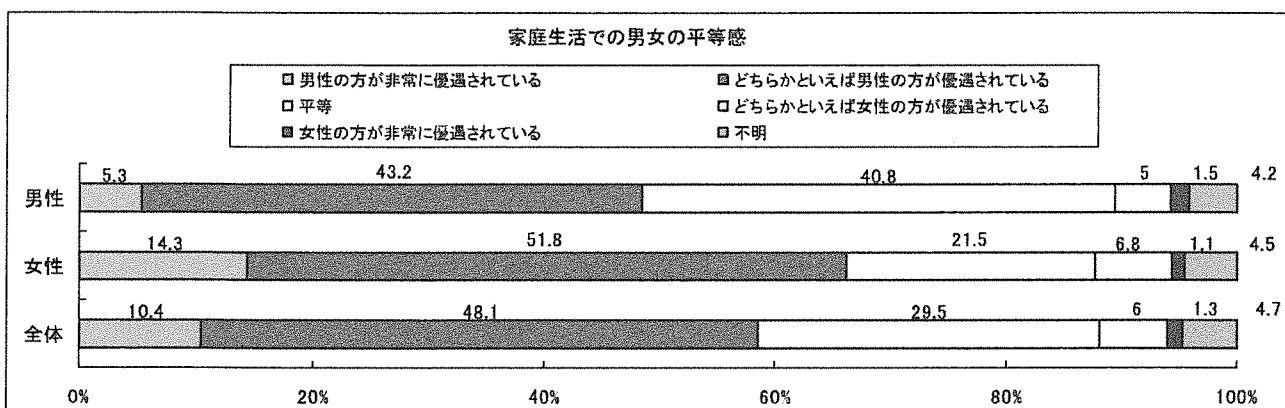


『次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。』

以下の(1)～(7)のそれぞれについて、あてはまるものを1つずつ選んで○をつけてください。

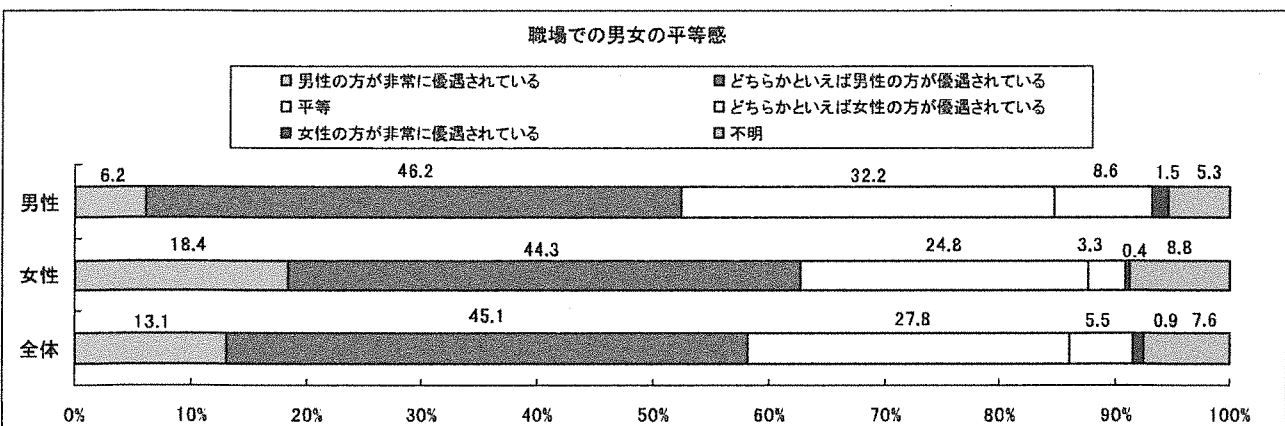
(1) 家庭生活で

	(%)			前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性
男性の方が非常に優遇されている	10.4	14.3	5.3	12.9	16.9	7.7
どちらかといえば男性の方が優遇されている	48.1	51.8	43.2	54.7	53.4	56.3
平等	29.5	21.5	40.8	24.1	21.6	27.2
どちらかといえば女性の方が優遇されている	6	6.8	5	4.2	3.5	5
女性の方が非常に優遇されている	1.3	1.1	1.5	0.9	1.4	0.3
不明	4.7	4.5	4.2	3.2	3.2	3.5



(2) 職場で

	(%)			前回調査 (H17) (%)		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性
男性の方が非常に優遇されている	13.1	18.4	6.2	14.9	16.9	12.4
どちらかといえば男性の方が優遇されている	45.1	44.3	46.2	45.8	46.8	44.4
平等	27.8	24.8	32.2	23.9	21.4	27
どちらかといえば女性の方が優遇されている	5.5	3.3	8.6	5.3	3.7	7.4
女性の方が非常に優遇されている	0.9	0.4	1.5	0.5	0	1.1
不明	7.6	8.8	5.3	9.6	11.2	7.7



(3) 地域社会で

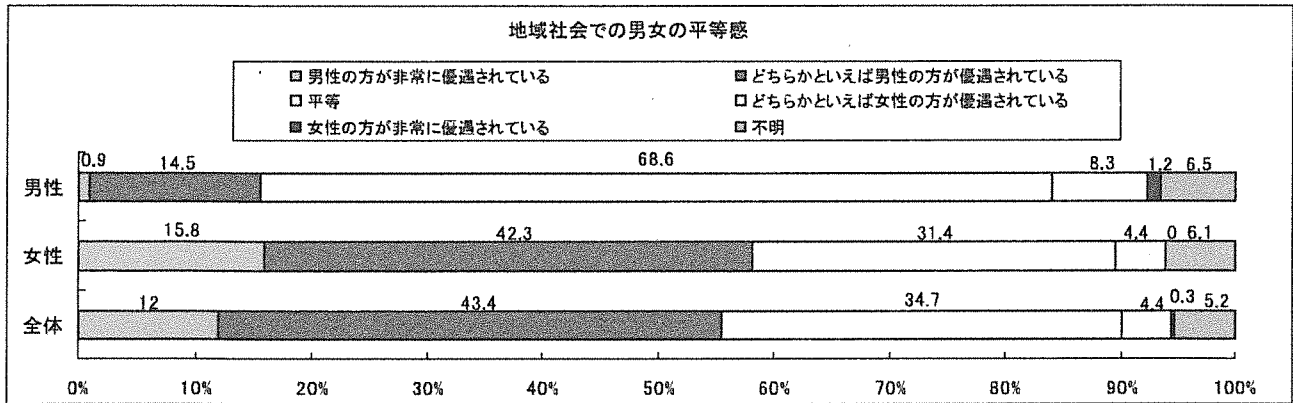
(%)

	全体	女性	男性
男性の方が非常に優遇されている	12	15.8	0.9
どちらかといえば男性の方が優遇されている	43.4	42.3	14.5
平等	34.7	31.4	68.6
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.4	4.4	8.3
女性の方が非常に優遇されている	0.3	0	1.2
不明	5.2	6.1	6.5

前回調査 (H17)

(%)

	全体	女性	男性
男性の方が非常に優遇されている	9.8	11.8	7.4
どちらかといえば男性の方が優遇されている	48.2	51.8	43.7
平等	29.3	25.4	34.4
どちらかといえば女性の方が優遇されている	6	4.7	7.7
女性の方が非常に優遇されている	0.3	0.2	0.5
不明	6.4	6.1	6.3



(4) 学校教育の場で

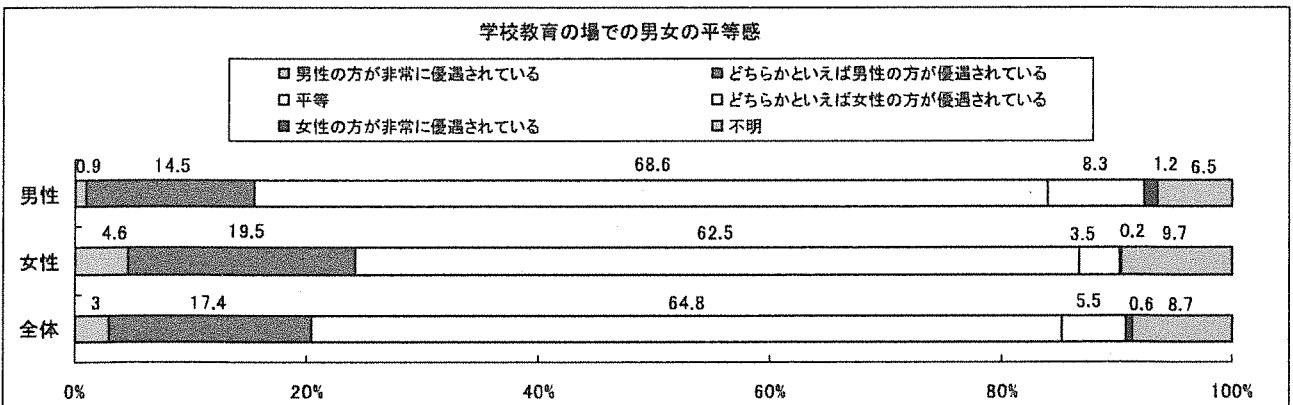
(%)

	全体	女性	男性
男性の方が非常に優遇されている	3	4.6	0.9
どちらかといえば男性の方が優遇されている	17.4	19.5	14.5
平等	64.8	62.5	68.6
どちらかといえば女性の方が優遇されている	5.5	3.5	8.3
女性の方が非常に優遇されている	0.6	0.2	1.2
不明	8.7	9.7	6.5

前回調査 (H17)

(%)

	全体	女性	男性
男性の方が非常に優遇されている	2.4	2.5	2.4
どちらかといえば男性の方が優遇されている	18.5	18.8	18.3
平等	62	62.7	61.1
どちらかといえば女性の方が優遇されている	6.1	4.9	7.7
女性の方が非常に優遇されている	0.5	0.4	0.5
不明	10.5	10.7	10



出雲市男女共同参画のまちづくり条例

(平成 17 年出雲市条例第 408 号)

改正 平成 18 年 3 月 17 日条例第 40 号

平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 7 条)

第 2 章 阻害行為の制限 (第 8 条・第 9 条)

第 3 章 基本的施策 (第 10 条 - 第 20 条)

第 4 章 推進体制 (第 21 条 - 第 24 条)

第 5 章 雑則 (第 25 条)

附則

前文

我が国においては、日本国憲法において、法の下での平等を基本とする個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権の尊重がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な試みが、国際社会の取組みとも連動しつつ、急速に進められてきた。

出雲市においても、こうした国際社会や国の動きとともに、男女共同参画の取組みを積極的に進めてきたが、家事、育児及び介護における女性の負担は依然大きく、性別によって役割を固定化する意識が存在し、女性の社会参画も十分には進んでいない状況にある。

また、社会問題として対応が急がれている男女間の暴力等についても、市内の相談件数は増加傾向にあり、その他関連する多くの課題が残されたままである。

さらに、家族形態の多様化や少子高齢化の進展など、地域社会を取巻く環境が急速に変化している状況のなかで、真に心豊かで活力あるふるさと出雲を創っていくためには、男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が従来以上に強く求められるところである。

よって、出雲市は、男女共同参画のまちづくりを 21 世紀出雲の創造における基本的な課題と位置付け、全市民が一体となった総合的な男女共同参画のまちづくりを目指し、ここに「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、出雲市における男女共同参画のまちづくりに関し、基本理念を定め、市、

市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、真に心豊かで活力のある出雲市を創造していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女がそれぞれの適性に応じ、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を営む者をいう。
- (3) 積極的改善措置 市民生活のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼすものをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進されるものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、個人としての能力を発揮する機会が適正に確保されるなど男女の人権がそれぞれ尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担の意識を強制されることなく、それぞれ個人として多様な生き方を選択することができるように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策、事業者における方針など様々な分野での企画、立案及び決定に、それぞれ能力・適性に応じて参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家族及び社会における責任を共に担うことによって、家庭、地域、職場、教育現場その他のあらゆる場における活動に、対等・平等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (5) 妊娠・出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重

されること。

(6) 男女間のあらゆる形態の暴力が根絶されること。

(7) 男女共同参画の推進が、国際社会の取組みと密接に関係していることを考慮し、国際協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進をまちづくりの基本政策と位置づけ、前条に定める基本理念に則り、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市民生活のあらゆる分野における活動について、男女共同参画のまちづくりを推進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野において、男女共同参画によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、事業活動を行うにあたって、男女共同参画によるまちづくりに関する施策に積極的に協力するとともに、働く男女が仕事と家庭生活を両立させることができるよう職場環境の整備等に努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育等あらゆる教育関係者は、基本理念に則り、それぞれの教育の場において、男女共同参画のまちづくりの推進に積極的に配慮するよう努めるものとする。

第2章 阻害行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、男女共同参画によるまちづくりの推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 市民生活のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

(2) 市民生活のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別による人権侵害

(情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を提供するにあたっては、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を連想させ、又は助長させる表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(行動計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、その施策を計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画の策定にあたっては、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、議会に報告するとともに、広く市民等に周知し、理解と協力を促すものとする。

(実施状況の年次報告)

第11条 市長は、毎年、施策の実施状況等を議会に報告するとともに、広く市民等に周知するものとする。

(啓発活動等)

第12条 市は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、教育現場その他のあらゆる場における制度や慣習の見直しの働きかけをはじめとする啓発活動を行うものとする。

(家庭への支援)

第13条 市は、基本理念に基づき、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護等の家庭生活及び就業その他の市民生活における活動に、対等に参画できるよう必要な支援を行うものとする。

(地域への支援)

第14条 市は、基本理念に基づき、地域の社会通念や慣習等の見直しに係る意識啓発に対する支援その他の必要な支援を行うものとする。

(職場への支援)

第15条 市は、基本理念に基づき、男女の仕事と家庭生活の両立など職場における積極的な活動を促進するために、各種情報の提供など必要な支援を行うものとする。

(教育現場への支援)

第16条 市は、基本理念に基づき、学校教育等あらゆる教育の場における人権意識の向上と男女共同参画の取組みに必要な支援を行うものとする。

(暴力等の防止及び被害者等への支援)

第17条 市は、配偶者等からのドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援に努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画によるまちづくりの推進を阻害する行為について、市民等から相談があった場合は、関係機関との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(拠点施設等の充実)

第19条 市は、男女共同参画のまちづくりを推進するための啓発、研修、相談等あらゆる活動の拠点となる施設や関連施設の充実に努めるものとする。

(苦情の処理等)

第20条 市長は、市が実施する施策に関する男女共同参画についての市民及び事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

第4章 推進体制

(推進委員)

第21条 市長は、男女共同参画のまちづくりを推進するため、出雲市男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員は、男女共同参画のまちづくりに関し、意見・苦情等の情報収集及び啓発活動を行うとともに、その活動に関し、市長に意見を述べるものとする。

3 推進委員は、10人以内とし、市長が委嘱する。

4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 男女いずれか一方の推進委員数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

(推進委員会)

第22条 市長は、前条の推進委員を構成員とする出雲市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、行動計画に関する事項その他男女共同参画のまちづくりに関し、市長の諮問に応じ、調査及び審議し、市長に答申するものとする。

3 会長は、委員の互選によって定め、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 推進委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

5 推進委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、会議に参画させることができる。

(庶務)

第24条 推進委員会の庶務は、文化環境部市民活動支援課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月17日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日条例第13号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

出雲市男女共同参画推進本部設置規程

(平成 17 年出雲市訓令第 59 号)

改正 平成 21 年 6 月 30 日訓令第 16 号

平成 22 年 3 月 31 日訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、出雲市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(構成)

第 2 条 本部は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

(1) 本部長 市長

(2) 副本部長 副市長及び教育長

(3) 本部員 出雲市行政組織条例（平成 22 年出雲市条例第 13 号）第 1 条に規定する部及び局の長、調整監、教育部長、消防本部消防長、市立総合医療センター事務局長、議会事務局長、会計管理者、監査委員事務局長及び支所の理事

(所掌事務)

第 3 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 基本施策の推進に関すること。

(2) 行動計画案及び同改正案の策定に関すること。

(3) 部相互の間又は部若しくは行政委員会等の間において、特に連絡調整又は協議検討を必要とする事項

(4) 前各号に定めるもののほか、本部長が必要と認める事項

(会議)

第 4 条 本部の会議（以下「会議」という。）は、随時開催することとする。

2 会議は、本部長が招集する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を副市長が代理する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、関係課長その他の職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 副本部長及び本部員は、会議に付議すべき事案のうち、急を要するものがあるときは、会議の開催を要求することができる。

(部会)

第 5 条 本部は、特定の事項を調査、検討するため、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき部会員は、本部長が別に定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する部会員のうちから本部長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査、検討した結果を本部長に報告しなければならない。

5 部会は、調査、検討の終了とともに解散するものとする。

(幹事)

第6条 本部に幹事長及び幹事を置く。

2 幹事長は、市民活動支援課長を、幹事は、市民活動支援課員をもって充てる。

3 幹事長及び幹事は、本部長の命を受け常に会議に出席して、会議の事務を整理し、かつ、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、文化環境部市民活動支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年12月16日から施行する。

附 則(平成21年6月30日訓令第16号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日訓令第5号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

出雲市の主な動き

年	行政の動き	年	市民の動き
1982 (S57)	・平田市ふれんどリーハウス (働く婦人の家) 設置	1985 (S60)	・多伎女性の会結成
1986 (S61)	・出雲市働く婦人の家設置	1992 (H4)	・出雲女性フォーラム結成
1995 (H7)	・多伎町婦人研修館設置	1995 (H7)	・たいしゃ女性ネットワーク結成
1996 (H8)	・湖陵町女性模擬議会開催 ・大社町輝く女性 20 人委員会設置 ・出雲市女性センター設置 ・第 1 回出雲市青年男女のための共同参画セミナー実施		
1997 (H9)	・大社町における女性の生活実態に関する意識調査実施 ・大社町輝く女性 20 人委員会提言書提出	1997 (H9)	・湖陵まちづくり女性の会結成 ・出雲女性フォーラム「女性のくらしと意識に関するアンケート結果報告書」作成
1998 (H10)	・出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会設置	1998 (H10)	・ひらたネットステーション結成
1999 (H11)	・大社町男女共同参画計画 策定 ・大社町男女共同参画推進計画推進懇話会設置	2000 (H12)	・大社「ひよっとこ一座」結成
2000 (H12)	・出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会意見書提出 ・男女共同参画による出雲市まちづくり条例制定 ・男女共同参画による出雲市まちづくり条例施行規則制定 ・出雲市男女共同参画推進本部設置規程制定 ・男女共同参画による出雲市まちづくり行動計画策定		
2002 (H14)	・男女共同参画計画の策定に係る市民意識調査 (平田市) ・男女共同参画に関する市民意識調査 (出雲市) ・平田市男女共同参画推進本部会議設置 ・男女共同参画計画策定委員会設置 (平田市) ・平田市男女共同参画計画検討委員会設置		
2003 (H15)	・平田市男女共同参画計画 策定 ・平田市男女共同参画基本条例 制定・施行	2003 (H15)	・多伎町男女共同参画推進実行委員会結成
2005 (H17)	3/22 旧 2 市 4 町合併、新出雲市誕生		
	・出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会設置 ・出雲市男女共同参画のまちづくりについて答申 (男女共同参画のまちづくり懇話会) ・出雲市男女共同参画のまちづくり条例制定 (12/16) ・出雲市男女共同参画都市宣言議決 (12/16) ・出雲市男女共同参画推進本部設置 ・出雲市男女共同参画推進委員会設置	2005 (H17)	・湖陵まちづくり女性の会冊子「あゆみ」発行 ・出雲市男女共同参画のまちづくり実行委員会発足 (8/20) ・出雲市男女共同参画フェスタ開催 (10/16) ・出雲市男女共同参画のまちづくり実行委員会が「男女共同参画都市宣言」を提案 (11/25)
2006 (H18)	・男女共同参画宣言都市記念式典開催 (3/4) ・出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画について答申 (男女共同参画推進委員会) ・出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画策定 (3/31)	2006 (H18)	・上記実行委員会が「男女共同参画宣言都市記念式典」を国・市と共同開催 (3/4) ・上記実行委員会が「2006 男女共同参画フェスタ」開催 (6/4) ・上記実行委員会が男女共同参画一斉詩の募集
2007 (H19)	・入札参加者資格審査申請に伴う「男女共同参画推進状況調査」の実施 ・出雲市男女共同参画ネットワーク会議開催 (3/11) ・出雲市女性センターを出雲市男女共同参画センターに改称、センター内へ出雲市男女共同参画室新設 (4/1) ・出雲市女性相談センターの新設 ・平成 20 年度全国男女共同参画宣言都市サミットが出雲市で開催内定 (7/20)	2007 (H19)	・全国男女共同参画宣言都市サミット in いずも実行委員会準備会発足 (10/11) ・準備会のメンバーで全国男女共同参画宣言都市サミット in おおつ視察 (11/2・3)
2008 (H20)	・全国男女共同参画宣言都市サミット in いずも開催 (11/7,11/8)	2008 (H20)	・出雲市男女共同参画フェスタ開催 (2/24) ・全国男女共同参画宣言都市サミット in いずも実行委員会設立 (3/26) ・全国男女共同参画宣言都市サミット in いずも開催 (11/7,11/8)
2009 (H21)	・入札参加者資格審査申請に伴う「男女共同参画推進状況調査」の実施 ・出雲市 DV 対策基本計画策定 (3月) ・DV ワンストップ相談窓口設置 (4月)	2009 (H21)	・出雲市男女共同参画まちづくりネットワーク会議が、家庭・地域・職場・教育現場における地域課題に視点をあてた取り組みを実施 (H21.10~H22.3月)
2010 (H22)	・第 2 次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画策定 (3月)		